

平成 21 年度金融庁政策評価実施計画

「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（平成 13 年法律第 86 号）第 7 条の規定に基づき、金融庁が行う政策評価に関する実施計画を以下のとおり定める。

1. 計画期間

本実施計画の計画期間は、平成 21 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日までとする。

2. 平成 21 年度における政策評価の取組み方針

金融庁における政策評価は、「金融庁における政策評価に関する基本計画」（平成 20 年 7 月 3 日金融庁訓令第 18 号。以下、「基本計画」という。計画期間：平成 20 年 7 月 1 日～平成 24 年 3 月 31 日。）を策定のうえ、各年、「金融庁政策評価実施計画」（以下、「実施計画」という。）を策定し、この実施計画に沿って実施しているところである。

平成 21 年度においては、実績評価方式による評価を実施するとともに、事業評価方式による評価も併せて実施する。また、閣議決定等に基づき、政策評価と予算との連携強化を引き続き図っていくとともに、政策評価が無駄の削減に資するよう積極的に取り組んでいく。

3. 実績評価方式による評価

(1) 評価対象とする政策の設定及び目標の設定に当たっての考え方

金融庁が実施する政策評価に関する計画は、金融庁設置法第 3 条に基づく法定任務を政策評価の対象の最上位体系（「基本政策」）として位置付け、「基本政策」の下、中期的な施策の目標として「施策目標」を定め、施策目標を実現するための「施策」を定めている。さらに、本実施計画の計画期間中に取り組む「平成 21 年度主な事務事業」を定めている。

各施策の達成すべき目標については、各施策ごとに可能な限りアウトカム（行政活動の結果として国民生活や社会経済にもたらされた成果）の視点から評価できるように「達成目標」を設定している。

(2) 実績評価の対象とする施策

別紙 1 「実績評価における基本政策・施策等一覧」で示した「施策」を実績評価の単位とする。

(3) 平成 21 年度「主な事務事業」の策定方針

グローバルな金融・資本市場の混乱の中、我が国の金融システムそのものは、欧米に比べれば相対的に安定しているが、金融庁としては、引き続き高い緊張感の下で状況を注視していくこととしている。

また、我が国の景気が急速に悪化する中で、金融機関による適切かつ積極的な金融仲介機能の発揮が一層重要となっており、中小企業金融をはじめとした金融円滑化のための取組み等を進めている。

さらに、金融危機の再発防止と金融システムの強化に取り組むとともに、国際的な議論に積極的に参画することとしており、また、こうしたグローバルな金融危機に関連した取組みと同時に、我が国金融・資本市場の競争力強化を目的とした「市場強化プラン」を進め、金融規制の質的向上を図るための「ベター・レギュレーション」という中長期的な取組みも引き続き進めていくこととしている。

21 年度における「主な事務事業」については、これらの取組みを具体的に行うための追加や充実を図っている。

(4) 評価の方法等

本実施計画の計画期間終了後、各施策に係る平成 21 年度の取組み状況を踏まえつつ、各施策ごとに設定した測定指標あるいは参考指標（注）に照らして達成目標の達成度合いの評価を実施する。

評価は、別紙 4「評価の判断基準」によるものとする。更に、評価結果が国民に分かりやすいものとなるよう、取組みの成果が上がっているかどうかや、今後の取組み方針について端的な結論を付すこととし、その記述に当たっては、別紙 5「端的な結論の基本類型」によるものとする。

平成 21 年度実績評価書は、平成 22 年 8 月末を目途として作成・公表する。

（注）参考指標とは、達成目標の達成度を直接的には測定できないが、測定のための参考となる指標として設定しているもの。

(5) 意見募集

評価対象とする施策、測定指標等及び評価の方法に関しては、インターネット等により幅広く意見を募集する。

4. 事業評価方式による評価

新たな事業あるいは拡充を予定している事業のうち、社会的影響又は予算規模の大きい事業、及びこれに準ずるもので社会的影響の大きいものについては事前評価を実施する。また、過去にこうした事前評価を実施し平成 21 年度に効果が発現する予定の事業については事後評価を実施する。

なお、成果重視事業については、平成 21 年度中の効果の発現予定の有無に関わらず、事後評価を実施する。

5. 規制の事前評価

規制の質的向上を図るとともに、国民への説明責任を果たすため、平成19年10月から実施が義務付けられた法律・政令に基づく規制の新設・改廃に係る規制の事前評価（R I A）については、政策効果の把握の手法等について引き続き研究・開発を進めつつ、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」等に基づき適切に実施していくこととする。

なお、平成21年度の「主な事務事業」のうち、規制の事前評価の対象となると考えられるものについては、〔R I A〕の記号を付している。

実績評価における基本政策・施策等一覧（平成20～23年度）

※太字は、グローバルな金融危機への対応として、生活対策（平成20年10月30日）、生活防衛のための緊急対策（平成20年12月19日）、G20サミット首脳宣言・行動計画（平成20年11月15日）に盛り込まれた事項に関するもの

| 基本政策 | 施策目標 | 施策 | 平成21年度主な事務事業 | 達成目標 | 測定指標 | 目標値 | 参考指標 |
|----------------------|---|--|---|--|--|---|---|
| I 金融機能の安定の確保 | 1 金融機関が健全に経営されていること | (1) 金融機関を巡る状況の変化に対応した、効果的・効率的なオフサイト・モニタリングの実施 〔P10〕 | ① 市場動向等の的確な把握と効果的な行政対応 ② 効果的・効率的なオフサイト・モニタリングの実施 ③ グローバルに活動している金融機関に対する監督 ④ 金融コングロマリットに対するモニタリングの実施 ⑤ 金融機関のリスク管理の高度化 ⑥ 金融機能強化法の適切な運用 ⑦ 早期健全化法の適切な運用 | 金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保すること | ・各業態の健全性指標<自己資本比率等> | — | ・公的資金の返済額 ・各業態の不良債権比率 ・施策Ⅲ-2-(2)における各指標 |
| | | (2) 金融機関を巡る状況の変化に対応した、効果的・効率的な検査の実施 〔P13〕 | ① ベター・レギュレーションに向けた検査運営の実施 ② 金融実態に応じた的確な金融検査の実施 | 金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保すること | ・オフサイト検査モニターのアンケート結果のうち「1」または「2」と回答された割合 ・検査実績件数 ・検査指摘内容 | 前年度の水準を維持 — — | ・評定結果の分布状況 ・各業態の健全性指標<自己資本比率等> ・各業態の不良債権比率 |
| | 2 金融システムの安定が確保されていること | (1) 預金等定額保護下における円滑な破綻処理のための態勢整備及びシステミックリスクの未然防止 〔P14〕 | ① 預金保険制度の周知及び適切な運用 ② 円滑な破綻処理のための態勢整備 | 預金等定額保護下における円滑な破綻処理のための態勢整備及びシステミックリスクの未然防止が図られること | ・アンケート調査等による預金保険制度の国民の認知度 ※金融広報中央委員会「家計の金融行動に関する世論調査」 ・名寄せデータの精度の維持・向上の状況 | 前年度実績を維持 前年度実績を維持 | ・りそなグループの経営健全化計画の履行状況報告のフォローアップ・公表等の状況 ・名寄せ検査の実施件数 |
| | | (2) 国際的な金融監督のルール策定等への貢献 〔P15〕 | ① 国際金融監督機関における国際的なルール策定等への積極的な貢献等 ② 海外監督当局との連携強化等 ③ マネー・ローンダリング対策及びテロ資金対策の国際的取組みへの貢献 | 国際的な金融監督のルール策定等へ積極的に参加することを通じて国際金融システムの安定と発展に資すること | ・金融庁が参画している各国際金融監督機関等における基準・指針等の策定数 | 前年度実績を維持 | ・各国際金融監督機関等の主催会議への出席回数 |
| | (3) 新興市場国の金融当局への技術支援 〔P17〕 | ① 新興市場国の金融行政担当者を対象とした研修事業等の実施 ② アジア地域成長への貢献に向けた現状把握等 | アジアの新興市場国の金融当局の能力向上を図ること | ・研修生に対するアンケート調査の結果 ・金融協議の開催件数 | 研修が有用である旨の評価が概ね7割以上 概ね前年度回数を維持 | ・研修事業等の実施実績 | |
| II 預金者、保険契約者、投資者等の保護 | 1 金融サービスの利用者（預金者・保険契約者・投資者等）が安心してそのサービスを利用できること | (1) 金融実態に即した利用者保護ルール等の整備・徹底 〔P19〕 | ① 金融商品取引法等の整備 ② 保険に関する利用者保護ルールの検討等 ③ 改正貸金業法の適切かつ円滑な施行等 ④ 振り込み詐欺への的確な対応 ⑤ 偽造キャッシュカード等による被害の防止等のための対策の強化・フォローアップ | 金融サービスの利用者保護の仕組みが確保され、適切に運用されていること | ・金融サービス利用者相談室における相談等の受付状況<内容・件数> ・各業界団体における苦情・相談の受付状況<内容・件数> ・金融庁・財務局・都道府県に寄せられた貸金業者に係る苦情等（苦情、相談・照会）の受付状況<内容・件数> ・P I O - N E Tにおける苦情・相談の受付状況<内容・件数> ・振り込み詐欺救済法に基づく被害者への分配状況<件数・金額> ・偽造キャッシュカード等による被害発生等の状況<件数・金額> ・金融機関の各種セキュリティ対策等の実施率 | — — — — — — 前年度実績より向上 | ・無担保無保証借入の残高がある者の借入件数毎登録状況 |
| | | (2) 利用者保護のための情報提供・相談等の枠組みの充実 〔P21〕 | ① 金融経済教育の充実 ② 当局における相談体制並びに業界団体・自主規制機関における相談体制及び苦情・紛争解決支援体制の整備・充実 ③ 金融行政に関する広報の充実 ④ 多重債務者のための相談体制等の整備 | 利用者が各種金融サービスの特性や利用者保護の仕組みについて理解していること | ・国民の金融知識の状況 ※金融広報中央委員会「金融に関する消費者アンケート調査」等 ・シンポジウムの開催実績 ・パンフレットの配布実績 ・金融サービス利用者相談室における相談等の受付状況<内容・件数> ・金融庁ウェブサイトへの新着情報メール配信サービス登録件数 | 前回調査時より向上 — — — 前年度より増加 | ・金融庁ウェブサイトへのアクセス件数 |
| | | (3) 金融機関等の法令等遵守態勢の確立 〔P23〕 | ① 金融機関等の法令等遵守に対する厳正な対応 ② 金融商品取引業者等に対する適切な監督 ③ 貸金業者等に対する適切な監督 | 金融機関等の法令等遵守態勢が確立されることにより、利用者保護が図られること | ・金融サービス利用者相談室における相談等の受付状況<内容・件数> | — | ・行政処分の実施状況<内容・件数> ・金融業界との意見交換会の開催実績 ・認定投資者保護団体の認定の申請件数 ・規制の新設・強化に係る政府・内閣府令や監督指針等の公布・公表後、施行までの日数（金融機関等における対応準備のための期間） |

| 基本政策 | 施策目標 | 施策 | 平成21年度主な事務事業 | 達成目標 | 測定指標 | 目標値 | 参考指標 |
|----------|----------------------|--|--|--|--|-------------------------------|--|
| | | (4) 金融関連の犯罪に対する厳正かつ適正な対応 〔P25〕 | ① 不正口座利用に関する金融機関等への情報提供 ② 振り込め詐欺への的確な対応（再掲） ③ 偽造キャッシュカード等による被害の防止等のための対策の強化・フォローアップ（再掲） | 金融機関の預貯金口座に関する犯罪を未然に防止するとともに、その被害者の保護を図ること | ・口座不正利用に伴う口座の利用停止・強制解約等件数 ※全国銀行協会公表資料 ・金融機関への口座不正利用に係る情報提供件数 ・振り込め詐欺救済法に基づく被害者への分配状況<件数・金額> ・偽造キャッシュカード等による被害発生等の状況<件数・金額> ・金融機関の各種セキュリティ対策等の実施率 | — — — — 前年度実績より向上 | |
| | 2 公正、透明な市場を確立し維持すること | (1) 取引の公正を確保し、投資者の信頼を保持するための市場監視 〔P27〕 | ① 金融・資本市場に関する包括的かつ機動的な市場監視 ② 金融商品取引業者に対する効率的かつ効果的な検査の実施 ③ 不正取引に対する迅速・効率的な課徴金調査の実施 ④ ディスクロージャー違反に対する迅速・効率的な開示検査の実施 ⑤ 犯則事件に対する厳正な調査の実施 | 市場監視を適正に行うことにより、市場の公正性・透明性を確保し、投資者の保護を図ること | ・情報受付状況<内容・件数> ・取引審査実施状況<内容・件数> ・証券検査実施状況<内容・件数> | — — — | ・証券検査に係る勧告の実施状況<内容・件数> ・課徴金調査に係る勧告の実施状況<内容・件数> ・開示検査に係る勧告の実施状況<内容・件数> ・課徴金納付命令の実施状況<内容・件数> ・犯則事件の告発の実施状況<内容・件数> ・建議の実施件数 ・市場参加者等に対する講演会、意見交換会等の実施状況<内容・件数> |
| | | (2) 市場の公正性・透明性の確保に向けた市場関係者の自主的な取組みの促進 〔P30〕 | ① 自主規制機関との適切な連携等 ② 取引所における上場企業等のコーポレート・ガバナンス強化及び自主規制機能の強化への取組み | 市場関係者の自主的な取組みが強化されることにより、市場の公正性・透明性が確保されること | ・金融サービス利用者相談室や業界団体等における相談等の受付状況<内容・件数> ・認定投資者保護団体の認定状況等 | — | ・関係者との意見交換会の開催実績 |
| | | (3) 市場の透明性確保に向けた会計制度の整備 〔P31〕 | ① 国際的に高品質な会計基準の設定・適用に向けた取組みの推進 | 金融・資本取引や企業活動の国際化等の状況を踏まえた会計制度の整備を図ることにより、我が国市場の公正性・透明性の確保の向上に資すること | ・企業会計基準委員会（ASBJ）による会計基準設定状況<ASBJプロジェクト計画表の進捗度> | 同計画表に掲げた取り組み内容を参照する | ・国際的な会計基準設定に係る国際会議等の開催・参加実績 ・企業会計審議会における意見の集約状況 |
| | | (4) 金融商品取引法に基づくディスクロージャーの充実 〔P32〕 | ① 金融商品取引法上のディスクロージャー制度の円滑な施行・EDINETの整備 | 投資者に対し投資判断に必要な情報が適切に提供されること | ・電子開示システム（EDINET）の稼働率（注）システムの定期保守等、故障に因らない停止期間は除外する。 | 99.9% | ・EDINETサイトへのアクセス件数 ・有価証券報告書及び臨時報告書の提出件数 ・大量保有報告書の提出件数 |
| | | (5) 公認会計士監査の充実・強化 〔P33〕 | ① 監査基準等の整備に係る対応 ② 公認会計士・監査法人等に対する適切な監督等 ③ 品質管理レビューの的確な審査及び監査法人等に対する的確な検査等 ④ 諸外国の監査監督機関との協力・連携 ⑤ 公認会計士試験の実施の改善 | 厳正な会計監査の確保を図ること | ・品質管理レビューの審査及び検査の実施状況<報告受理件数、審査件数、立入検査件数> | — | ・公認会計士等に対する行政処分の実施状況<内容・件数> ・日本公認会計士協会等との意見交換の実績 ・監査法人等に対する検査に係る勧告の実施状況<内容・件数> ・公認会計士・監査審査会のホームページへのアクセス件数 ・海外監査監督機関との意見交換の実績 ・公認会計士試験の受験者数 ・講演会等の実施回数 |
| Ⅲ 円滑な金融等 | 1 活力のある市場を構築すること | (1) 多様な資金運用・調達機会の提供に向けた制度設計 〔P36〕 | ① 取引所における取扱商品の多様化 ② 開示制度の整備 ③ 金融商品・サービスの販売チャネルのあり方の検討等 | 多様で良質な金融商品・サービスが提供されること | ・金融サービス利用者相談室や業界団体等における相談等の受付状況<内容・件数> | — | ・預金取扱金融機関、保険会社、第一種金融商品取引業者（うち有価証券関連業を行う者）の店舗数 ・銀行代理業等の許可件数 ・金融商品仲介業の登録件数 ・信託業の免許・登録件数 ・銀行における投資信託の窓販の販売額 |
| | | (2) 決済システム等の整備 〔P38〕 | ① 資金決済に関する制度整備に向けた取組み ② 振替制度や電子記録債権制度等の円滑な実施を促進する取組み ③ 情報セキュリティ・リスクマネジメント能力、コストパフォーマンス向上の促進及び、IT投資プロセスの透明性確保等 | 安全かつ効率的で利便性の高い決済システム等を構築すること | ・振替制度・電子記録債権制度等の稼働状況 ・資金決済に関する制度の整備状況 | — | ・金融機関の情報セキュリティ対策の実施状況 |
| | | (3) 専門性の高い人材の育成等 〔P40〕 | ① 高度かつ実践的な金融教育の充実 ② 公認会計士試験の実施の改善（再掲） ③ 金融専門人材の育成 | 金融面に通じた専門性の高い人材を育成すること | — | — | ・主な事務事業の推進等状況 ・公認会計士試験の受験者数 |

| 基本政策 | 施策目標 | 施策 | 平成21年度主な事務事業 |
|------|--|---|--|
| | | (4) 個人投資家の参加拡大 〔P41〕 | ① 安心して投資できる環境の整備 ② 「貯蓄から投資へ」の流れを促進するための税制面の環境整備 ③ 金融分野における裁判外紛争解決制度（金融ADR）等の充実 ④ 金融経済教育の充実（再掲） |
| | 2 金融サービス業の創意工夫・活力・競争を促し、広く金融サービスの利用者利便の向上を図ること | (1) 金融サービス業の活力と競争の促進に向けた制度設計 〔P43〕 (2) 中小企業金融をはじめとした金融の円滑化及び地域密着型金融の推進 〔P44〕 | ① 為替取引に関する規則の緩和等資金決済に関する制度整備に向けた取り組み ② 協同組織金融機関（信用金庫・信用組合）の業務及び組織のあり方についての検討 ① 中小企業金融をはじめとした金融の円滑化 ② 地域密着型金融の推進 ③ 金融機能強化法の適切な運用（再掲） ④ 金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕の周知 |
| | 3 金融の円滑を図るためのより良い規制環境（ベター・レギュレーション）を実現すること | (1) 金融行政の透明性・予測可能性の向上 〔P47〕 | ① プリンシプルの普及・啓発 ② 検査・監督上の着眼点、重点項目の明確化 ③ 行政処分についての透明性の向上 ④ 検査結果の金融機関へのフィードバック体制の充実 ⑤ ノーアクションレター制度等の適切な運用 ⑥ 金融機関との対話の充実 ⑦ 法令外国語訳の推進 ⑧ 金融行政に関する広報の充実（再掲） ⑨ 金融庁法令等遵守調査室の積極的活用 |

| 達成目標 | 測定指標 | 目標値 | 参考指標 |
|---|---|--|--|
| 個人投資家に対して、金融・資本市場への適切な投資機会を提供すること | ・個人金融資産に占める株式・投資信託の割合 ・個人の株式売買比率及び株式保有比率 ・個人株主数の推移 ・特定口座数の推移 | 前年度より増加 前年度より増加 前年度より増加 前年度より増加 | ・認定投資者保護団体の認定状況等 ・国民の投資知識の状況 ※金融広報中央委員会「金融に関する消費者アンケート調査」等 |
| 内外の利用者のニーズに的確に応え、金融サービス業の創意工夫・活力・競争を促すこと | — | — | ・主な事務事業に掲げた制度の見直し等に係る進捗状況 |
| ① 中小企業金融をはじめとした金融の円滑化が図られること ② 地域密着型金融の推進が図られること | 【①中小企業金融をはじめとする金融の円滑化】 ・金融サービス利用者相談室における貸し渋り・貸し剥がしに関する情報、金融円滑化ホットラインにおける情報等の受付状況<内容・件数> ・貸出態度判断D. I. ※日本銀行「全国企業短期経済観測調査」 【②地域密着型金融の推進】 ・中小・地域金融機関の地域密着型金融に関する取り組み評価 ※金融機関に対する利用者等の評価に関するアンケート調査 | — 前年同期に比べプラス判断 肯定的評価が過半数以上 | ・規模別貸出残高 ・社債・CP発行残高 ・業況DI等日銀短観 ・不動産担保・個人保証に過度に依存しない融資の実績（金額） ・金融検査指摘事例集の公表実績 ・中小・地域金融機関における地域密着型金融の取り組み内容 ・金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕の中小企業向け説明会の開催実績 ・中小企業向け貸出残高の対前年同月比 ・施策Ⅲ-1-（1）における各指標 |
| 明確なルールに基づく透明かつ公正な金融行政を徹底すること | ・ベター・レギュレーションの進捗状況調査に係るアンケート結果 | 前回調査結果より向上 | ・ノーアクションレター、一般法令照会の受理件数及び回答件数 ・金融業界との意見交換会の開催実績 ・行政処分の実施状況<内容・件数> ・監督指針等の改正実績及び検査マニュアルの改訂実績 ・金融庁ウェブサイトへのアクセス件数 ・金融庁ウェブサイトへの新着情報メール配信サービス登録件数 ・和英両文による報道発表等件数 ・法令外国語訳の公表数<前年度より増加、21年度末> ・法令等遵守調査室に寄せられた情報件数（うち受付対象件数及び受付対象外の件数）、調査着手件数 ・金融検査指摘事例集及び意見申出事例集の公表実績 |

業務支援基盤整備に係る施策（平成20～23年度）

| 分野 | 課題 | 施策 | 平成21年度主な事務事業 |
|--------|---------------------------|--|------------------------------------|
| 1 人的資源 | (1) 専門性の高い職員の育成・強化 | ① 職員の育成・強化のための諸施策の実施 〔P50〕 | ① 高度な専門知識を有する職員の確保・育成 |
| 2 情報 | (1) 行政事務の効率化のための情報化 | ① 行政事務の電子化等による利便性の高い効率的な金融行政の推進 〔P51〕 | ① 業務・システムの最適化の実施 ② 情報システム調達の適正化 |
| | (2) 金融行政の専門性向上のための情報収集・分析 | ① 専門性の高い調査研究の実施 〔P53〕 | ① 金融環境の変化に応じた調査・研究の実施 |

| 達成目標 | 測定指標 | 目標値 | 参考指標 |
|--|--|---|--|
| 職員の資質の向上を図ること | ・受講生による研修内容に関する評価結果 | 5段階評価で平均3以上 | ・民間専門家の在職者数 |
| ①可能な限り早期に最適化を実施し、業務の効率化を図ること ②情報システム調達の適正化を図ること | 【①業務・システム最適化】 ・経費削減額 ・業務処理時間の短縮 【②情報システム調達の適正化】 ・情報システム調達会議の実施内容 | 「最適化効果指標」（平成18年6月27日及び平成20年8月7日金融庁行政情報化推進委員会決定）を参照する。 | 【②情報システム調達の適正化】 ・随意契約比率（企画競争・公募による契約または少額の契約を除く件数ベース） |
| 調査研究を通じて金融行政の専門性向上に資すること | — | — | ・研究成果（研究論文等の本数・分野）の公表実績 ・研究会、ワークショップ等の開催実績 |

実績評価における基本政策・施策等一覧（平成20～23年度）のうち、グローバルな金融危機への対応※に関する施策（抜粋）

※生活対策（平成20年10月30日）、生活防衛のための緊急対策（平成20年12月19日）、G20サミット首脳宣言・行動計画（平成20年11月15日）

| 基本政策 | 施策目標 | 施策 | 平成21年度主な事務事業 |
|----------------------|---|--|--|
| I 金融機能の安定の確保 | 1 金融機関が健全に経営されていること | (1) 金融機関を巡る状況の変化に対応した、効果的・効率的なオフサイト・モニタリングの実施 〔P10〕 | ① 市場動向等の的確な把握と効果的な行政対応 ② 効果的・効率的なオフサイト・モニタリングの実施 ③ グローバルに活動している金融機関に対する監督 ⑤ 金融機関のリスク管理の高度化 ⑥ 金融機能強化法の適切な運用 |
| | | (2) 金融機関を巡る状況の変化に対応した、効果的・効率的な検査の実施 〔P13〕 | ② 金融実態に応じた的確な金融検査の実施 |
| | 2 金融システムの安定が確保されていること | (2) 国際的な金融監督のルール策定等への貢献 〔P15〕 | ① 国際金融監督機関における国際的なルール策定等への積極的な貢献等 ② 海外監督当局との連携強化等 ③ マネー・ローンダリング対策及びテロ資金対策の国際的取組みへの貢献 |
| | | (3) 新興市場国の金融当局への技術支援 〔P17〕 | ② アジア地域成長への貢献に向けた現状把握等 |
| II 預金者、保険契約者、投資者等の保護 | 1 金融サービスの利用者（預金者・保険契約者・投資者等）が安心してそのサービスを利用できること | (1) 金融実態に即した利用者保護ルール等の整備・徹底 〔P19〕 | ① 金融商品取引法等の整備 |
| | | (2) 取引の公正を確保し、投資者の信頼を保持するための市場監視 〔P27〕 | ① 金融・資本市場に関する包括的かつ機動的な市場監視 ③ 不公正取引に対する迅速・効率的な課徴金調査の実施 ④ ディスクロージャー違反に対する迅速・効率的な開示検査の実施 ⑤ 犯則事件に対する厳正な調査の実施 |
| | 2 公正、透明な市場を確立し維持すること | (2) 市場の公正性・透明性の確保に向けた市場関係者の自主的な取組みの促進 〔P30〕 | ① 自主規制機関との適切な連携等 |
| | | (3) 市場の透明性確保に向けた会計制度の整備 〔P31〕 | ① 国際的に高品質な会計基準の設定・適用に向けた取組みの推進 |
| III 円滑な金融等 | 1 活力のある市場を構築すること | (4) 個人投資家の参加拡大 〔P41〕 | ② 「貯蓄から投資へ」の流れを促進するための税制面の環境整備 |
| | 2 金融サービス業の創意工夫・活力・競争を促し、広く金融サービスの利用者利便の向上を図ること | (2) 中小企業金融をはじめとした金融の円滑化及び地域密着型金融の推進 〔P44〕 | ① 中小企業金融をはじめとした金融の円滑化 ③ 金融機能強化法の適切な運用（再掲） |

各施策及び平成 2 1 年度主な事務事業

基本政策 I 金融機能の安定の確保

| | |
|------|---|
| 施策目標 | I-1 金融機関が健全に経営されていること |
| 施策 | <p>I-1-(1) 金融機関を巡る状況の変化に対応した、効果的・効率的なオフサイト・モニタリングの実施</p> <p>I-1-(2) 金融機関を巡る状況の変化に対応した、効果的・効率的な検査の実施</p> |

| | |
|------|---|
| 施策目標 | I-2 金融システムの安定が確保されていること |
| 施策 | <p>I-2-(1) 預金等定額保護下における円滑な破綻処理のための態勢整備及びシステミックリスクの未然防止</p> <p>I-2-(2) 国際的な金融監督のルール策定等への貢献</p> <p>I-2-(3) 新興市場国の金融当局への技術支援</p> |

施策Ⅰ－１－(１)

金融機関を巡る状況の変化に対応した、効果的・効率的なオフサイト・モニタリングの実施

| | |
|--------------------|---|
| 達成目標 | 金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保すること |
| 目標設定の考え方及びその根拠 | 金融を巡る状況の変化を踏まえて、監督体制を整備し、効果的・効率的なオフサイト・モニタリングを実施することにより、金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保する必要がある。 【根拠】各業法の目的規定、主要行等向けの総合的な監督指針、生活対策（平成20年10月30日）、G20サミット首脳宣言・行動計画（平成20年11月15日）等 |
| 測定指標 (目標値・達成時期) | ・各業態の健全性指標<自己資本比率等> (注) 目標値・達成時期は、測定指標の性格上、設定していません。 |
| 参考指標 | ・公的資金の返済額 ・各業態の不良債権比率 ・施策Ⅲ－２－(２)における各指標 |

【平成21年度主な事務事業】

| 事務事業 | 実施内容 |
|--------------------------|---|
| ①市場動向等の的確な把握と効果的な行政対応 | グローバルな株式、為替、債券、クレジット、コモディティ、証券化商品等の各市場の状況やマクロ経済の情勢等について、金融システム、金融・資本市場の動向把握の観点から、引き続き、情報の集積・調査・分析を実施するとともに、近時の状況を踏まえ、日本銀行と連携しつつ、短期金融市場、社債・CP市場等の情勢の把握に注力していく。 また、集積した情報及び分析結果については、庁内で共有し、金融行政への反映を図る。 |
| ②効果的・効率的なオフサイト・モニタリングの実施 | ・金融機関を取り巻く内外の経済・金融環境の変化を踏まえた重点事項の把握、業態、個別金融機関の状況等に応じた実態把握、重要な経営課題に焦点を当てたヒアリングの実施など、効果的・効率的なモニタリングに努める。 特に、借手企業に対する円滑な資金供給に向けた取組状況については、各金融機関におけるリスク管理態勢にも留意しつつ、適切かつ積極的な金融仲介機能が発揮されているかどうかについて、モニタリングしていく。 ・預金取扱金融機関のサブプライム関連商品や証券化商品等の保有額等について、引き続き状況を把握していく。 ・金融機関によるストレステストの活用についても、バーゼル |

| | |
|--------------------------|---|
| | <p>銀行監督委員会における検討の状況を踏まえつつ、一層の精緻化・明確化を図るよう促していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・監督指針及び監督方針において、監督上の着眼点や重点事項を可能な限り明確化する。 ・オフサイト・モニタリングに係るコンピュータ・システムについては、引き続き制度改正に伴う対応を行うとともに、情報利用の高度化等のための整備を進める。 |
| ③グローバルに活動している金融機関に対する監督 | <p>グローバルに活動している金融機関に関し、20年4月のFSF報告書や20年11月の金融・世界経済に関する首脳会合における行動計画を踏まえて設立された監督当局間グループ（監督カレッジ）の枠組みの下に監督当局間の連携を図りつつ、適切な監督を行う。</p> |
| ④金融コングロマリットに対するモニタリングの実施 | <p>金融機関を巡るコングロマリット化の進展を踏まえてヒアリング等のモニタリングを実施するとともに、金融コングロマリット監督指針に基づき適切な監督を行う。</p> |
| ⑤金融機関のリスク管理の高度化 | <ul style="list-style-type: none"> ・バーゼルⅡ（自己資本比率規制）については、各金融機関がそれぞれ採用する手法に基づいて算定した自己資本比率の正確性や統合的なリスク管理態勢の整備及びそれらの開示の状況等について検査・監督を通じて検証し、信用リスクの先進的内部格付手法等、採用に当たって承認を要する手法の採用を希望する金融機関について、その準備状況の把握に努めていくとともに、承認申請に対し適切に審査を行う。 また、銀行実務と規制との間の乖離を縮小し、実態に即した規制とすべく、実務者との意見交換やQ & Aによる解釈の明確化を充実させる。 ・保険会社のソルベンシー・マージン比率については、「ソルベンシー・マージン比率の算出基準等について」（19年4月公表）、「ソルベンシー・マージン比率の見直しの骨子（案）」（20年2月公表）等を踏まえ、引き続き具体的な見直しに向けた検討を行っていく。 |
| ⑥金融機能強化法の適切な運用 | <p>国の資本参加を通じて中小企業等に対する信用供与の円滑化を図ること等を目的とする改正金融機能強化法の施行を受けて、同法に基づく株式等の引受け等に係る申込みがあった場合は、法令に基づき経営強化計画を適切に審査する。また、国の資本参加が決定された場合は、旧金融機能強化法に基づく資本参加行と同様、計画の履行を確保する観点から、経営強化計画の履行状況を半期毎に公表するとともに、当局として適切なフォローアップを行う。</p> |
| ⑦早期健全化法の適切な運用 | <p>早期健全化法に基づく資本増強行について、計画の履行を確保する観点から、経営健全化計画の履行状況を半期毎に公表するとともに、当局として適切なフォローアップを行うほか、公的資金の返済について、引き続き適切かつ柔軟に対応していく。</p> |

【担当課室名】

監督局総務課、監督局総務課バーゼルⅡ推進室、監督局総務課コングロマリット室、監督局総務課信用機構対応室、監督局総務課協同組織金融室、監督局総務課リスク分析参事官室、監督局総務課郵便貯金・保険監督参事官室、監督局銀行第一課、監督局銀行第二課、監督局保険課、監督局証券課、総務企画局政策課政策調整室

施策 I - 1 - (2)

金融機関を巡る状況の変化に対応した、効果的・効率的な検査の実施

| | |
|--------------------|--|
| 達成目標 | 金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保すること |
| 目標設定の考え方及びその根拠 | 金融庁の任務である「金融機関の安定」、「預金者等の保護」、「金融の円滑」を果たしていくためには、「金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保」していく必要があり、これは法令上の立入検査の目的規定とされている。 【根拠】銀行法第 25 条、生活対策（平成 20 年 10 月 30 日）等 |
| 測定指標 (目標値・達成時期) | <ul style="list-style-type: none"> ・オフサイト検査モニターのアンケート結果のうち「1」または「2」と回答された割合（前年度の水準を維持・21 年度末） ・検査実績件数 ・検査指摘内容 <p>（注）目標値・達成時期が設定されていない指標は、測定指標の性格上、設定していません。</p> |
| 参考指標 | <ul style="list-style-type: none"> ・評価結果の分布状況 ・各業態の健全性指標＜自己資本比率等＞ ・各業態の不良債権比率 |

【平成 21 年度主な事務事業】

| 事務事業 | 実施内容 |
|---------------------------|--|
| ① ベター・レギュレーションに向けた検査運営の実施 | <p>以下の検査マニュアル5原則に則った検査を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 重要なリスクに焦点をあてた検証 ② 問題の本質的な改善につながる深度ある原因分析・解明 ③ 問題点の指摘と適切な取組の評価、静的・動的な実態の検証 ④ 指摘や評価根拠の明示、改善を検討すべき事項の明確化 ⑤ 検査結果に対する真の理解（「納得感」） |
| ② 金融実態に応じた的確な金融検査の実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・金融機関を取り巻く内外の経済・金融環境の変化を踏まえた重点的な検証課題に取り組む。 特に、世界景気や国内経済が急速に悪化している状況等を踏まえ、各金融機関において、適切なリスク管理をベースとして、適切かつ積極的な金融仲介機能が発揮されているか等を検証する。 ・重点的な検証課題については、検査基本方針において、可能な限り明確化する。 |

【担当課室名】

検査局総務課

施策 I - 2 - (1)

預金等定額保護下における円滑な破綻処理のための態勢整備及びシステミック
リスクの未然防止

| | |
|--------------------|--|
| 達成目標 | 預金等定額保護下における円滑な破綻処理のための態勢整備及びシステミックリスクの未然防止が図られること |
| 目標設定の考え方及びその根拠 | <p>グローバルな金融・資本市場の混乱を踏まえ、金融機関は更に緊張感をもって経営基盤の強化に取り組み、その結果、金融システム全体の安定性が継続的に維持・増進することが期待される。金融システムが円滑かつ安定的にその機能を発揮するためには、その前提としてシステミックリスクの未然防止及び円滑な破綻処理のための態勢整備が図られる必要がある。</p> <p>【根拠】預金保険法第1条、ペイオフ解禁の実施にあたっての所感（大臣発言）等</p> |
| 測定指標 (目標値・達成時期) | <ul style="list-style-type: none"> ・アンケート調査等による預金保険制度の国民の認知度（前年度実績を維持・21年度末） ※金融広報中央委員会「家計の金融行動に関する世論調査」 ・名寄せデータの精度の維持・向上の状況（前年度を維持・21年度末） |
| | <p>参考指標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・りそなグループの経営健全化計画の履行状況報告のフォローアップ・公表等の状況 ・名寄せ検査の実施件数 |

【平成21年度主な事務事業】

| 事務事業 | 実施内容 |
|-------------------|--|
| ①預金保険制度の周知及び適切な運用 | <p>広報活動を通じて、預金保険制度の周知を引き続き図っていく。</p> <p>また、金融危機が生ずるおそれがあると認められるときは、それを未然に防止するため、金融危機に対応するための必要な措置を講ずるとともに適切にフォローアップ等を行う。</p> |
| ②円滑な破綻処理のための態勢整備 | <p>預金保険機構等の関係機関との緊密な連携の下、名寄せデータの精度の維持・向上等の預金等定額保護下における破綻処理のための態勢整備の充実を図る。</p> |

【担当課室名】

監督局総務課信用機構対応室、監督局総務課、監督局総務課協同組織金融室、監督局総務課郵便貯金・保険監督参事官室、監督局銀行第一課、監督局銀行第二課、総務企画局企画課信用機構企画室、検査局総務課

施策 I - 2 - (2)

国際的な金融監督のルール策定等への貢献

| | |
|--------------------|--|
| 達成目標 | 国際的な金融監督のルール策定等へ積極的に参加することを通じて国際金融システムの安定と発展に資すること |
| 目標設定の考え方及びその根拠 | 金融危機の再発防止の観点から、金融システムの強化の動きが加速している状況を踏まえ、短期的な緊急措置及び中期的な規制の再構築の両面において、国際的な金融監督のルール作り等に受身でなく、戦略的見地から積極的に参加していくことが重要である。 【根拠】生活対策（平成 20 年 10 月 30 日）、G20 サミット首脳宣言・行動計画（平成 20 年 11 月 15 日）等 |
| 測定指標 (目標値・達成時期) | ・ 金融庁が参画している各国際金融監督機関等における基準・指針等の策定数（前年度実績を維持・21 年度末） |
| 参考指標 | ・ 各国際金融監督機関等の主催会議への出席回数 |

【平成 21 年度主な事務事業】

| 事務事業 | 実施内容 |
|----------------------------------|---|
| ①国際金融監督機関における国際的なルール策定等への積極的な貢献等 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 今般の金融危機を受け開催された「金融・世界経済に関する首脳会合」（20 年 11 月）では、金融危機再発防止のため、金融規制・監督の改革等に関する行動計画が合意されたところであり、第 2 回首脳会合（21 年 4 月）での議論を踏まえ、各国当局等と協調しつつその着実な実施を図るとともに、金融安定化フォーラム（FSF）などの場における、金融危機の再発防止・金融システムの強化に向けた議論に引き続き積極的に参加・貢献していく。 ・ 国際金融資本市場の安定化に向けて国際協調を推進するとともに、90 年代のバブル崩壊以降、金融安定化の問題に取り組んできた我が国の経験と教訓について、一段の発信を行う。 ・ バーゼル銀行監督委員会においては、バーゼルⅡの第 1～第 3 の柱の見直し、自己資本の定義の見直しに関する論点整理、流動性リスク管理に関するサウンドプラクティスの各国における実施状況のフォローアップ等を行う予定であり、これらについて積極的に貢献する。 ・ 証券監督者国際機構（IOSCO）の各種会議においては、国際的な金融監督基準やガイドライン等の策定等に積極的に貢献する。 ・ 保険監督者国際機構（IAIS）においては、国際的に活動する保険グループへのソルベンシー基準策定等、金融危機からの教訓に向けた取組みの具体的議論が行われており、こうした議論に積極的に参加・貢献していく。また、国内のソルベンシー・マージン比率の見直し等の検討においては、I |

| | |
|-----------------------------------|--|
| | <p>A I Sにおける基準も、必要に応じて参照していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・W T O及び経済連携協定（E P A）交渉における金融サービス自由化交渉に積極的に参加し、金融サービス分野の自由化の進展を図るとともに、アジア等の金融監督当局との協議の枠組みの強化を図るなど積極的に取り組んでいく。 |
| ②海外監督当局との連携強化等 | <ul style="list-style-type: none"> ・国際的に活動を行う金融機関の監督上の諸問題について、海外監督当局と意見及び情報交換を実施し、連携を強化する。 ・F S F報告書において提言されている監督カレッジや国際的な危機管理についても、適切に対応していく。 ・20年11月に日中韓の財務省、金融監督当局及び中央銀行によるワークショップが初めて開催されたことを踏まえ、引き続き、3カ国の連携を強化する。また、G20各国及びアジアの新興国との連携を強化する。 |
| ③マネー・ローンダリング対策及びテロ資金対策の国際的取組みへの貢献 | <p>マネー・ローンダリング対策及びテロ資金対策の国際的な基準を策定する政府間機関である金融作業活動部会（F A T F）及びアジア・太平洋地域におけるF A T F型地域機関であるアジア・太平洋マネー・ローンダリング対策グループ（A P G）に対し、積極的に参画していく。</p> |

【担当課室名】

総務企画局総務課国際室、監督局総務課国際監督室

施策 I - 2 - (3)**新興市場国の金融当局への技術支援**

| | |
|--------------------|--|
| 達成目標 | アジアの新興市場国の金融当局の能力向上を図ること |
| 目標設定の考え方 及びその根拠 | 中長期的なアジア各国の金融システムの安定性の向上や健全な発展を目的とするものであり、そのプロセスの第一段階である各国金融当局の能力向上のために技術支援を行う必要がある。 【根拠】生活対策（平成 20 年 10 月 30 日）等 |
| 測定指標 （目標値・達成時期） | <ul style="list-style-type: none"> ・ 研修生に対するアンケート調査の結果（研修が有用である旨の評価が概ね 7 割以上・21 年度末） ・ 金融協議の開催件数（概ね前年度回数を維持・21 年度） |
| 参考指標 | ・ 研修事業等の実施実績 |

【平成 21 年度主な事務事業】

| 事務事業 | 実施内容 |
|------------------------------|---|
| ①新興市場国の金融行政担当者を対象とした研修事業等の実施 | 国際金融市場の安定化に向けて国際協調を推進するとともに、アジア、太平洋諸国を中心とする新興市場国の金融システムの安定化及び金融・資本市場の健全な発展を図るために、新興市場国の金融行政担当者を対象とした研修事業等を実施する。 |
| ②アジア地域成長への貢献に向けた現状把握等 | 金融インフラの整備及びその実効性等に焦点を絞って、新興市場諸国の金融セクターの現状や新たな動きを、毎年行うテーマ研究や各種会合等により、定期的に把握していく。 |

【担当課室名】

総務企画局総務課国際室

基本政策Ⅱ 預金者、保険契約者、投資者等の保護

| | |
|------|---|
| 施策目標 | Ⅱ－１ 金融サービスの利用者（預金者・保険契約者・投資者等）が安心してそのサービスを利用できること |
| 施策 | Ⅱ－１－（１） 金融実態に即した利用者保護ルール等の整備・徹底 Ⅱ－１－（２） 利用者保護のための情報提供・相談等の枠組みの充実 Ⅱ－１－（３） 金融機関等の法令等遵守態勢の確立 Ⅱ－１－（４） 金融関連の犯罪に対する厳正かつ適切な対応 |

| | |
|------|---|
| 施策目標 | Ⅱ－２ 公正、透明な市場を確立し維持すること |
| 施策 | Ⅱ－２－（１） 取引の公正を確保し、投資者の信頼を保持するための市場監視 Ⅱ－２－（２） 市場の公正性・透明性の確保に向けた市場関係者の自主的な取組みの促進 Ⅱ－２－（３） 市場の透明性確保に向けた会計制度の整備 Ⅱ－２－（４） 金融商品取引法に基づくディスクロージャーの充実 Ⅱ－２－（５） 公認会計士監査の充実・強化 |

施策Ⅱ－１－（１）

金融実態に即した利用者保護ルール等の整備・徹底

| | |
|--------------------|---|
| 達成目標 | 金融サービスの利用者保護の仕組みが確保され、適切に運用されていること |
| 目標設定の考え方及びその根拠 | <p>金融実態に対応した利用者保護ルール等を整備することにより、利用者が各種リスクを十分に理解し、金融商品・サービスを安心して受けられるような、利用者の信頼度の高い金融システムの構築を目指す。</p> <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多重債務問題改善プログラム（平成19年4月20日、平成20年6月10日多重債務者対策本部決定） ・生活対策（平成20年10月30日） ・G20サミット首脳宣言・行動計画（平成20年11月15日） ・「金融審議会金融分科会第一部会報告～信頼と活力ある市場の構築に向けて～」（平成20年12月17日）等 |
| 測定指標 (目標値・達成時期) | <ul style="list-style-type: none"> ・金融サービス利用者相談室における相談等の受付状況<内容・件数> ・各業界団体における苦情・相談の受付状況<内容・件数> ・金融庁・財務局・都道府県に寄せられた貸金業者に係る苦情等（苦情、相談・照会）の受付状況<内容・件数> ・P I O - N E Tにおける苦情・相談の受付状況<内容・件数> ・振り込め詐欺救済法に基づく被害者への分配状況<件数・金額> ・偽造キャッシュカード等による被害発生等の状況<件数・金額> ・金融機関の各種セキュリティ対策等の実施率（前年度実績より向上・21年度末） <p>（注）目標値・達成時期が設定されていない指標は、測定指標の性格上、設定していません。</p> |
| 参考指標 | ・無担保無保証借入の残高がある者の借入件数毎登録状況 |

【平成21年度主な事務事業】

| 事務事業 | 実施内容 |
|---------------|--|
| ① 金融商品取引法等の整備 | 格付会社に係る規制について、「金融審議会金融分科会第一部会報告～信頼と活力ある市場の構築に向けて」（平成20年12月17日）を受け、登録制度の枠組みの下、IOSCOの基本行動規範に基づく国際的に整合的な公的規制の導入に向けた制度整備に取り組む。また、実効性のある監督を行うため、欧米をはじめとする外国当局と適切な連携を行う。また、苦情・紛争解決における利用者の信頼感・納得感を |

| | |
|---|---|
| | <p>高め、金融商品・サービスに関する利用者の信頼性の向上を図る観点から、金融分野における裁判外紛争解決制度（金融ADR）の創設に向けた制度整備に取り組む。</p> <p>さらに、顧客の意思の確認の徹底の観点から、特定投資家と一般投資家との移行手続きの見直しを行う。</p> <p style="text-align: right;">〔R I A〕</p> |
| ② 保険に関する利用者保護ルールの検討等 | <p>保険契約者等の保護の観点から、保険募集・支払いのあり方などについて検討等を行う。</p> |
| ③ 改正貸金業法の適切かつ円滑な施行等 | <p>改正貸金業法（平成 18 年 12 月成立）の適切かつ円滑な施行に取り組む。</p> <p>また、多重債務問題改善プログラムに掲げられた施策の実施に引き続き取り組む。</p> |
| ④ 振り込め詐欺への的確な対応 | <p>振り込め詐欺を未然に防止するため、金融機関による取組みを促す。また、振り込め詐欺等の被害者の財産的被害の迅速な回復のため、振り込め詐欺救済法（平成 20 年 6 月施行）の円滑な運用に取り組む。</p> |
| ⑤ 偽造キャッシュカード等による被害の防止等のための対策の強化・フォローアップ | <p>金融機関における情報セキュリティ対策等の一層の向上や被害者への補償等、預貯金者保護法等の適切な運用が行われるよう指導・監督していく。</p> |

【担当課室名】

総務企画局企画課、総務企画局市場課、総務企画局企業開示課、総務企画局総務課国際室、総務企画局政策課、総務企画局企画課信用制度参事官室、総務企画局企画課保険企画室、監督局総務課、監督局総務課協同組織金融室、監督局総務課郵便貯金・保険監督参事官室、監督局総務課金融会社室、監督局銀行第一課、監督局銀行第二課、監督教保険課、監督局証券課

施策Ⅱ－１－（２）

利用者保護のための情報提供・相談等の枠組みの充実

| | |
|--------------------|---|
| 達成目標 | <p>利用者が各種金融サービスの特性や利用者保護の仕組みについて理解していること</p> |
| 目標設定の考え方及びその根拠 | <p>多重債務問題が深刻な社会問題となっており、また、金融商品・サービスの多様化・高度化といった金融環境の変化の中で、金融商品の持つリスクに気付かなかつたり、騙されて損をしたりする事例も生じている。多重債務者の発生を予防するとともに、国民が金融商品・サービス等の内容を理解した上で自らの判断と責任で主体的に選択を行えるよう、金融の仕組みやルール等に対する知識・理解を深めることが重要である。</p> <p>こうした状況を受けて、利用者への情報提供の充実により利用者と金融商品・サービス提供者との間の情報格差を埋めるとともに、利用者が理解し納得して取引ができる枠組みを整備する。</p> <p>また、「財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）において、「国民1人1人への金融経済教育等の充実を図る」が盛り込まれている。</p> <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 財政運営と構造改革に関する基本方針 2006（平成 18 年 7 月 7 日閣議決定） ・ 多重債務問題改善プログラム（平成 19 年 4 月 20 日多重債務者対策本部決定） ・ 経済財政改革の基本方針 2007（平成 19 年 6 月 19 日閣議決定） |
| 測定指標 (目標値・達成時期) | <ul style="list-style-type: none"> ・ 国民の金融知識の状況（前回調査時より向上・21年度調査実施時点） ※金融広報中央委員会「金融に関する消費者アンケート調査」等 ・ シンポジウムの開催実績 ・ パンフレットの配布実績 ・ 金融サービス利用者相談室における相談等の受付状況<内容・件数> ・ 金融庁ウェブサイトへの新着情報メール配信サービス登録件数(前年度より増加・21年度末) <p>(注) 目標値・達成時期が設定されていない指標は、測定指標の性格上、設定していません。</p> |
| 参考指標 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 金融庁ウェブサイトへのアクセス件数 |

【平成21年度主な事務事業】

| 事務事業 | 実施内容 |
|------|------|
|------|------|

| | |
|--|---|
| ①金融経済教育の充実 | <p>利用者のライフサイクルに応じ、身近な事例に即した金融経済教育の充実を図るため、平成 17 年 6 月に公表された「金融経済教育に関する論点整理」（金融経済教育懇談会）や 19 年 4 月にとりまとめ・公表された「多重債務問題改善プログラム」等を踏まえ、関係省庁・民間団体との連携強化、シンポジウムの開催、現場教師への研修の実施、パンフレット等の整備・普及、金融庁ウェブサイトを通じた情報提供等を行う。</p> |
| ②当局における相談体制並びに業界団体・自主規制機関における相談体制及び苦情・紛争解決支援体制の整備・充実 | <p>金融サービス利用者の利便性向上のため、金融サービス利用者相談室において、利用者の目線に立った行政という観点から、利用者からの質問・相談・意見等の一元的な受付及び適切な対応を行うとともに、相談体制等の強化を図る。</p> <p>金融分野の業界団体・自主規制機関における相談体制及び苦情・紛争解決支援体制について、金融トラブル連絡調整協議会において、「金融分野の業界団体・自主規制機関における苦情・紛争解決支援モデル」（平成 14 年 4 月策定）に基づき、各業界団体等における整備や運用面の適切性に重点を置いたフォローアップ等を実施する。</p> <p>また、金融審議会金融分科会第一部会・第二部会合同会合報告「金融分野における裁判外解決制度（金融ADR）のあり方について」（平成 20 年 12 月）を踏まえ、所要の制度整備に取り組む。 [R I A]（再掲）</p> |
| ③金融行政に関する広報の充実 | <p>様々な機会を捉え、新聞、雑誌、テレビ等の媒体を活用し、金融行政に関する広報を行う。</p> <p>金融庁ウェブサイトの内容・機能の充実等を図り、金融行政に関する基礎的資料や時々の金融行政の考え方に、利用者や海外の関係者が容易にアクセスできる環境の整備を図る。</p> |
| ④多重債務者のための相談体制等の整備 | <p>相談窓口整備の主要な実施主体である自治体の主体的な取組みを促すとともに、各地域の多重債務者が相談窓口を訪れる一つの契機を提供すべく、「多重債務者相談強化キャンペーン（仮）」を実施する。</p> <p>財務局の多重債務者向け相談窓口においても、直接相談を受け付けるほか、各財務局管内の都道府県、市区町村における取組みをバックアップする。</p> |

【担当課室名】

総務企画局政策課、総務企画局政策課金融サービス利用者相談室、総務企画局政策課広報室、総務企画局企画課、総務企画局企画課信用制度参事官室

施策Ⅱ－１－（３）

金融機関等の法令等遵守態勢の確立

| | |
|--------------------|---|
| 達成目標 | 金融機関等の法令等遵守態勢が確立されることにより、利用者保護が図られること |
| 目標設定の考え方及びその根拠 | 預金者、保険契約者及び投資者等の保護並びに顧客からの信頼の確立のためには、その業務の公共性を十分に認識した上で、金融機関等の法令等遵守態勢が確立されることが必要である。 【根拠】各業法の目的規定、各監督指針等 |
| 測定指標 (目標値・達成時期) | ・金融サービス利用者相談室における相談等の受付状況<内容・件数> (注) 目標値・達成時期は、測定指標の性格上、設定していません。 |
| 参考指標 | ・行政処分の実施状況<内容・件数> ・金融業界との意見交換会の開催実績 ・規制の新設・強化に係る政令・府令や監督指針等の公布・公表後、施行までの日数（金融機関等における対応準備のための期間） |

【平成21年度主な事務事業】

| 事務事業 | 実施内容 |
|-----------------------|--|
| ①金融機関等の法令等遵守に対する厳正な対応 | <p>監督事務の運営上必要と認められる事項について、適時適切に監督指針等の整備を行うなど、明確なルールを整備した上で、立入検査、報告徴求等により事実関係を把握し、法令違反等の事実が確認された場合には、的確・厳正な判断の下、業務改善命令・業務停止命令等の行政処分を行うとともに、金融機関等における業務改善の実施状況を適切にフォローアップし、再発防止に努める。</p> <p>なお、預金取扱金融機関において、20年12月より、排出権の現物取引等や銀行による外国銀行の業務の代理・媒介など、業務範囲が一部拡大（銀行法が改正）され、また21年6月より利益相反管理体制の整備が義務付けされることを踏まえ、その導入状況を注視する。</p> <p>また、保険会社等については、保険契約者等の保護の観点から20年6月に保険法が公布されたことを踏まえて、各社が、適切な態勢整備を行うよう促していく（保険法の施行は公布後2年以内）。</p> |
| ②金融商品取引業者等に対する適切な監督 | <p>金融商品取引業者等については、投資者利便を損なう過度に保守的な対応が行われていないかという点にも留意しつつ、引き続き、投資者保護と市場の公正性・透明性確保の観点から、金融商品取引法等の遵守状況を注視する。また、19年12月の「市場強化プラン」を踏まえ、20年6月に成立した同法改正の円滑な施行に努める。</p> |

| | |
|------------------------|--|
| <p>③貸金業者等に対する適切な監督</p> | <p>貸金業法等に基づき、貸金業者について適切な監督を行うほか、貸金業者の実態把握に努める。</p> <p>なお、いわゆるヤミ金対策については、「多重債務問題改善プログラム」に基づき、警察当局、都道府県と連携してヤミ金業者の撲滅に向けて取組む。</p> |
|------------------------|--|

【担当課室名】

監督局総務課、監督局総務課協同組織金融室、監督局総務課金融会社室、監督局総務課郵便貯金・保険監督参事官室、監督局銀行第一課、監督局銀行第二課、監督局保険課、監督局証券課、総務企画局企画課

施策Ⅱ－１－（４）

金融関連の犯罪に対する厳正かつ適切な対応

| | |
|--------------------|--|
| 達成目標 | 金融機関の預貯金口座に関する犯罪を未然に防止するとともに、その被害者の保護を図ること |
| 目標設定の考え方及びその根拠 | <p>利用者保護及び金融システムに対する信頼確保の観点から、顧客からの届出の受付体制の整備等、金融機関が迅速かつ適切な対応を図ることにより、預金口座を不正に利用されないようにする必要がある。</p> <p>また、偽造・盗難キャッシュカード等による預貯金の不正払戻し等を未然に防止するため、情報セキュリティ対策等を十分に講じる必要がある。</p> <p>【根拠】振り込め詐欺救済法、預貯金者保護法、主要行等向けの総合的な監督指針等</p> |
| 測定指標 (目標値・達成時期) | <ul style="list-style-type: none"> ・ 口座不正利用に伴う口座の利用停止・強制解約等件数 ※全国銀行協会公表資料 ・ 金融機関への口座不正利用に係る情報提供件数 ・ 振り込め詐欺救済法に基づく被害者への分配状況<件数・金額> ・ 偽造キャッシュカード等による被害発生等の状況<件数・金額> ・ 金融機関の各種セキュリティ対策等の実施率（前年度実績より向上・21年度末） <p>（注）目標値・達成時期が設定されていない指標は、測定指標の性格上、設定していません。</p> |
| 参考指標 | |

【平成21年度主な事務事業】

| 事務事業 | 実施内容 |
|--|--|
| ①不正口座利用に関する金融機関等への情報提供 | 預金口座の不正利用に関する情報提供を受けた場合、明らかに信憑性を欠くと認められる場合を除き、当該口座が設置されている当該金融機関及び警察当局への速やかな情報提供等を実施し、金融機関において必要に応じて預金取引停止、預金口座解約といった対応が迅速かつ適切に行われるよう取り組む。 |
| ②振り込め詐欺への的確な対応（再掲） | 振り込め詐欺を未然に防止するため、金融機関による取組みを促す。また、振り込め詐欺等の被害者の財産的被害の迅速な回復のため、振り込め詐欺救済法（平成20年6月施行）の円滑な運用に取り組む。 |
| ③偽造キャッシュカード等による被害の防止等のための対策の強化・フォローアップ（再掲） | 金融機関における情報セキュリティ対策等の一層の向上や被害者への補償等、預貯金者保護法等の適切な運用が行われるよう指導・監督していく。 |

【担当課室名】

監督局銀行第一課、監督局銀行第二課、監督局総務課協同組織金融室、監督局総務課郵便貯金・
保険監督参事官室、総務企画局企画課

施策Ⅱ－２－（１）

取引の公正を確保し、投資者の信頼を保持するための市場監視

| | | | | | |
|--|---|--|------|---|--|
| 達成目標 | 市場監視を適正に行うことにより、市場の公正性・透明性を確保し、投資者の保護を図ること | | | | |
| 目標設定の考え方及びその根拠 | <p>市場監視（検査・調査等）を適正に実施することにより、金融商品取引の公正性・透明性を確保し、金融・資本市場に対する投資者を含めた市場参加者の信頼を保持し、投資者の保護を図ることが重要である。</p> <p>また、実効性の高い市場監視を通じて公正・透明な質の高い市場を形成していくことが、我が国市場の活性化、国際競争力の向上に貢献するものとする。</p> <p>そのためには、機動性・戦略性の高い市場監視の実現と市場規律の強化に向けた市場参加者への働きかけを基本的な考え方として、市場監視に取り組んでいく。</p> <p>さらに、世界的な金融不安の高まりに伴う市場の動揺、信用収縮等が生じている現状を踏まえ、自主規制機関及び海外当局等と連携し、迅速かつ機動的な対応を行っていく。</p> <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金融商品取引法 194 条の 7 第 2 項及び第 3 項、第 210 条等 ・市場強化プラン（平成 19 年 12 月 21 日公表） ・経済財政改革の基本方針 2008（平成 20 年 6 月 27 日閣議決定） ・G20 サミット首脳宣言・行動計画（平成 20 年 11 月 15 日） | | | | |
| <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td data-bbox="212 1256 308 1848">測定指標 (目標値・達成時期)</td> <td data-bbox="308 1256 502 1848"> <ul style="list-style-type: none"> ・情報受付状況<内容・件数> ・取引審査実施状況<内容・件数> ・証券検査実施状況<内容・件数> <p>(注) 目標値・達成時期は、測定指標の性格上、設定していません。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="212 1451 308 1848">参考指標</td> <td data-bbox="308 1451 502 1848"> <ul style="list-style-type: none"> ・証券検査に係る勧告の実施状況<内容・件数> ・課徴金調査に係る勧告の実施状況<内容・件数> ・開示検査に係る勧告の実施状況<内容・件数> ・課徴金納付命令の実施状況<内容・件数> ・犯則事件の告発の実施状況<内容・件数> ・建議の実施状況<内容・件数> ・市場参加者等に対する講演会、意見交換会等の実施状況<内容・件数> </td> </tr> </table> | 測定指標 (目標値・達成時期) | <ul style="list-style-type: none"> ・情報受付状況<内容・件数> ・取引審査実施状況<内容・件数> ・証券検査実施状況<内容・件数> <p>(注) 目標値・達成時期は、測定指標の性格上、設定していません。</p> | 参考指標 | <ul style="list-style-type: none"> ・証券検査に係る勧告の実施状況<内容・件数> ・課徴金調査に係る勧告の実施状況<内容・件数> ・開示検査に係る勧告の実施状況<内容・件数> ・課徴金納付命令の実施状況<内容・件数> ・犯則事件の告発の実施状況<内容・件数> ・建議の実施状況<内容・件数> ・市場参加者等に対する講演会、意見交換会等の実施状況<内容・件数> | |
| 測定指標 (目標値・達成時期) | <ul style="list-style-type: none"> ・情報受付状況<内容・件数> ・取引審査実施状況<内容・件数> ・証券検査実施状況<内容・件数> <p>(注) 目標値・達成時期は、測定指標の性格上、設定していません。</p> | | | | |
| 参考指標 | <ul style="list-style-type: none"> ・証券検査に係る勧告の実施状況<内容・件数> ・課徴金調査に係る勧告の実施状況<内容・件数> ・開示検査に係る勧告の実施状況<内容・件数> ・課徴金納付命令の実施状況<内容・件数> ・犯則事件の告発の実施状況<内容・件数> ・建議の実施状況<内容・件数> ・市場参加者等に対する講演会、意見交換会等の実施状況<内容・件数> | | | | |

【平成 21 年度主な事務事業】

| 事務事業 | 実施内容 |
|------------------|---------------------------|
| ①金融・資本市場に関する包括的か | 不公正取引に関連する市場情報を収集分析するにとどま |

| | |
|--------------------------------|--|
| つ機動的な市場監視 | <p>らず、発行市場・流通市場全体に目を向けた市場監視を行い、将来のリスクを見据えたフォワードルッキング・アプローチに基づく監視を実施するとともに、個別取引や市場動向の背景にある問題を分析し、機動的な市場監視に役立てる。</p> <p>国際的な不正取引のリスクが高まる中、自主規制機関や海外当局などと積極的に連携し、デリバティブを利用した不正取引への監視強化を含め、全体としての市場監視の効果を上げる。</p> <p>また、情報の収集・分析及び取引審査体制の充実・強化を図る。</p> |
| ②金融商品取引業者に対する効率的かつ効果的な検査の実施 | <p>金融庁におけるベターレギュレーションの取組み、金融商品取引法の本格施行後の状況及び金融・資本市場の動向等に関する各種情報・資料及び証券検査に係る業務点検プロジェクトの検討結果を総合的に勘案し、検査方針・検査計画及び検査マニュアル等の改訂に反映させる。</p> <p>これを踏まえ、金融商品取引業者の法令遵守状況を検証するとともに、特に、グローバルに活動する金融商品取引業者等に対する検査等においては、財務の健全性を含めたリスク管理態勢の態勢整備に着目したプリンシプル・ベースも踏まえた検査を行う。</p> <p>検査対象先の選定にあたっては、フォワードルッキング・アプローチに基づいた情報・分析による内在するリスクに焦点を当てたメリハリのある検査を行うとともに、実効性のある内部管理態勢の整備に向けた金融商品取引業者等の自主的な取組みに資するよう、双方向の対話等を重視した検査を行い、検査の結果、重大な法令違反等が認められた場合には、行政処分及びその他適切な措置を講ずるよう勧告を行う。</p> <p>また、証券検査に係る業務点検プロジェクトの検討結果を踏まえたリスク管理態勢等の適切性の検証も含め、一層効率的かつ効果的な検査の実施に向けた検査体制の充実・強化等を図る。</p> |
| ③不正取引に対する迅速・効率的な課徴金調査の実施 | <p>インサイダー取引等の違反行為に対して規制の実効性を確保するため、迅速・効率的な課徴金調査を実施し、また拡充された課徴金制度を適切に執行することで、よりきめ細かい監視を行う。調査の結果、法令違反行為が認められた場合には、課徴金納付命令を発出するよう勧告等を行う。</p> <p>また、課徴金制度の見直しによる対象範囲の拡大等に適切に対応するため、かつ、市場の混乱に伴い、不正取引のリスクが高まる中、迅速・効率的な調査を遂行するため、課徴金調査体制の充実・強化を図る。</p> |
| ④ディスクロージャー違反に対する迅速・効率的な開示検査の実施 | <p>ディスクロージャー制度の信頼性の確保及び投資者保護のため、有価証券報告書等の開示書類が法令の規定に照らして適正に開示がなされているのかについて迅速・効率的な検査等を実施し、また拡充された課徴金制度を適切に執行することで、よりきめ細かい監視を行う。検査等の結果、不提出や虚偽記載等の法令違反行為が認められた場合には、課徴金納付命令及び訂正報告書等の提出命令を発出するよう勧告等を行う。</p> |

| | |
|--------------------------|---|
| | <p>また、課徴金制度の見直しによる開示検査対象の拡大等に適切に対応するため、かつ、市場の混乱に伴う信用収縮等が生じている現状を踏まえ、法令違反に対し、迅速・効率的な検査等を遂行するため、開示検査体制の充実・強化を図る。</p> |
| <p>⑤犯則事件に対する厳正な調査の実施</p> | <p>金融・資本市場の公正を害する悪質な行為に対して厳正な調査を実施し、調査の結果、犯則の心証を得たときは告発を行う。犯則事件が地域的、国際的な広がりを見せる中、他の捜査機関や海外当局との連携強化、犯罪立証のための電磁的記録の解析技術及びそれに必要な環境整備に努め、効果的・効率的な調査を実施する。</p> <p>また、犯則事件の地域的、国際的な広がりに伴い、複雑化・多様化している現状及び IT 技術を利用した調査手法の開発等の必要性を踏まえ、金融商品犯罪の徹底摘発に向けて、犯則調査体制の充実・強化を図る。</p> |

【担当課室名】

証券取引等監視委員会事務局、総務企画局総務課審判手続室、総務企画局企業開示課

施策Ⅱ－２－（２）

市場の公正性・透明性の確保に向けた市場関係者の自主的な取組みの促進

| | |
|--------------------|---|
| 達成目標 | 市場関係者の自主的な取組みが強化されることにより、市場の公正性・透明性が確保されること |
| 目標設定の考え方及びその根拠 | <p>国民経済の適切な運営及び投資者の保護に資するため、自主規制機関及び市場関係者の自主的な取組みが強化され、市場の公正性・透明性が確保される必要がある。</p> <p>【根拠】金融商品取引法第1条、市場強化プラン（平成19年12月21日）、生活対策（平成20年10月30日）等</p> |
| 測定指標 （目標値・達成時期） | <ul style="list-style-type: none"> ・金融サービス利用者相談室や業界団体等における相談等の受付状況＜内容・件数＞ ・認定投資者保護団体の認定状況等 <p>（注）目標値・達成時期は、測定指標の性格上、設定していません。</p> |
| 参考指標 | <ul style="list-style-type: none"> ・関係者との意見交換会の開催実績 |

【平成21年度主な事務事業】

| 事務事業 | 実施内容 |
|--|---|
| ①自主規制機関との適切な連携等 | <p>市場の公正性・透明性の確保に向け、業界におけるベストプラクティスを図る等の観点から、証券化商品の原資産の追跡可能性を確保するための販売ルール作りに向けた取組支援など自主規制機関との連携に努める。</p> <p>また、金融商品取引業において依然として「自主規制の隙間」にある業者に対し、どのような規律付けが可能か各協会における検討を推進するため、業界との意見交換に努める。</p> <p>さらに、金融商品取引に係る苦情解決・あっせんを業務とする民間団体を認定する認定投資者保護団体制度について、一層の周知を図り、消費者団体やNPO法人、各種業界団体などに広く同制度が活用されるよう促進する。</p> |
| ②取引所における上場企業等のコーポレート・ガバナンス強化及び自主規制機能の強化への取組み | <p>東京証券取引所の上場制度整備懇談会において検討されている企業行動規範の拡充等のコーポレート・ガバナンス強化のほか、自主規制機能の強化に向けた取引所の取組みを引き続き促していく。</p> |

【担当課室名】

総務企画局市場課、監督局証券課

施策Ⅱ－２－（３）

市場の透明性確保に向けた会計制度の整備

| | |
|--------------------|---|
| 達成目標 | 金融・資本取引や企業活動の国際化等の状況を踏まえた会計制度の整備を図ることにより、我が国市場の公正性・透明性の確保の向上に資すること |
| 目標設定の考え方及びその根拠 | 米国やEU等とともに、国際的に質の高い会計基準の設定・適用に向けた取組みを積極的に推進する。 【根拠】G20 サミット首脳宣言・行動計画（平成20年11月15日）等 |
| 測定指標 (目標値・達成時期) | ・企業会計基準委員会（ASBJ）による会計基準設定状況＜ASBJプロジェクト計画表の進捗度＞（目標値・達成時期は、同計画表に掲げた取組み内容を参照する。） |
| 参考指標 | ・国際的な会計基準設定に係る国際会議等の開催・参加実績 ・企業会計審議会における意見の集約状況 |

【平成21年度主な事務事業】

| 事務事業 | 実施内容 |
|-------------------------------|--|
| ①国際的に高品質な会計基準の設定・適用に向けた取組みの推進 | <p>金融・資本取引や企業活動の国際化に伴い、国際的に質の高い会計基準の設定・適用に向けた取組みがG20首脳等から求められている。</p> <p>こうした中、企業会計基準委員会（ASBJ）は、国際的な基準設定主体とともに、国際的な会計基準の高品質化に向けた共同作業や日本基準のコンバージェンスを進めている。このため、金融庁は、ASBJによるコンバージェンスに向けた取組みを支援するとともに、国際会計基準設定主体におけるガバナンス強化等に積極的に関与するため、海外当局との連携を強化する。</p> <p>さらに、国際会計基準（IFRS）に関する国際的な動向等を踏まえ、IFRSの我が国企業への適用等、我が国の企業会計のあり方につき、企業会計審議会において国内の意見集約を推し進め、IFRSの任意適用に向けて必要な態勢整備を行うとともに、意見集約の結果を踏まえた対応を着実に実施する。</p> |

【担当課室名】

総務企画局企業開示課

施策Ⅱ－２－（４）

金融商品取引法に基づくディスクロージャーの充実

| | |
|--------------------|--|
| 達成目標 | 投資者に対し投資判断に必要な情報が適切に提供されること |
| 目標設定の考え方及びその根拠 | 有価証券の発行者の財務内容、事業内容及び有価証券を大量に取得・保有する者の状況を正確、公平かつ適時に開示し、それを基礎として、投資者がその責任において有価証券の価値その他の投資に必要な判断をするための機会を与え、投資者保護を図ることを目指す。 【根拠】金融商品取引法第1条・第2条の2等、市場強化プラン（平成19年12月21日）等 |
| 測定指標 （目標値・達成時期） | ・電子開示システム（EDINET）の稼働率 （99.9%・平成21年度末） （注）システムの定期保守等、故障に因らない停止期間は除外する。 |
| 参考指標 | ・EDINETサイトへのアクセス件数 ・有価証券報告書及び臨時報告書の提出件数 ・大量保有報告書の提出件数 |

【平成21年度主な事務事業】

| 事務事業 | 実施内容 |
|---------------------------------------|---|
| ①金融商品取引法上のディスクロージャー制度の円滑な施行・EDINETの整備 | <p>20年度から導入された内部統制報告制度のレビューを適時に行い、その結果を踏まえ、必要に応じ、内部統制の評価及び監査の基準・実施基準の見直しや更なる明確化等を検討する。また、内部統制に重要な欠陥等がある会社については、是正状況等を適宜フォローアップする。</p> <p>開示書類の虚偽記載、不提出の違反行為については、対象が拡大された課徴金制度を適切に運用することで抑止に努める。なお、有価証券報告書については、重点審査を行い、記載誤り等を適宜是正させる。</p> <p>EDINETについては、「EDINET運用改善に関する論点整理」を踏まえ、虚偽のおそれのある大量保有報告書等について、システムによるチェック機能の強化等を行うために必要なシステム開発を行う。また、日米欧で異なるXBRLのタクソノミ（電子的雛形）の基本的な構造・用語・運用方法等について共通化し、相互運用性・比較可能性を確保するための検討を進める。</p> |

【担当課室名】

総務企画局企業開示課

施策Ⅱ－２－（５）

公認会計士監査の充実・強化

| | |
|--------------------|---|
| 達成目標 | 厳正な会計監査の確保を図ること |
| 目標設定の考え方及びその根拠 | 公認会計士・監査法人による監査は、財務書類の信頼性確保のために極めて重要な役割を果たすものであり、厳正な会計監査の確保を図ることが重要である。 【根拠】公認会計士法第1条、第1条の2等 |
| 測定指標 (目標値・達成時期) | ・品質管理レビューの審査及び検査の実施状況 ＜報告受理件数、審査件数、立入検査件数＞ (注) 目標値・達成時期は、測定指標の性格上、設定していません。 |
| 参考指標 | ・公認会計士等に対する行政処分の実施状況＜内容・件数＞ ・日本公認会計士協会等との意見交換の実績 ・監査法人等に対する検査に係る勧告の実施状況＜内容・件数＞ ・公認会計士・監査審査会ホームページへのアクセス件数 ・海外監査監督機関との意見交換の実績 ・公認会計士試験の受験者数 ・講演会等の実施回数 |

【平成21年度主な事務事業】

| 事務事業 | 実施内容 |
|----------------------------------|--|
| ①監査基準等の整備に係る対応 | 企業会計審議会等において、監査基準等を巡る国際的な動向等に留意しつつ、必要に応じて監査基準等の整備に係る対応を行う。 |
| ②公認会計士・監査法人等に対する適切な監督等 | 虚偽証明等の問題事例について、厳正な処分を行うなど、公認会計士、監査法人等に対する適切な監督を実施する。 また、関係団体との対話の充実を図ると共に、産業界の実態等に留意しつつ、必要に応じて公認会計士の資格要件である業務補助等の情報の充実を行う。 |
| ③品質管理レビューの的確な審査及び監査法人等に対する的確な検査等 | 日本公認会計士協会が行う品質管理レビューの審査を的確に行い、必要に応じて監査法人等に対する検査等を的確に実施する。また、検査等の結果に基づき、必要に応じ金融庁に処分等の勧告を行う。 さらに、外国監査法人等に対する検査の実施に関する検討を進めるなど、適切な対応を行う。 |
| ④諸外国の監査監督機関との協力・連携 | 監査監督に係る国際的な会合に積極的に参画するとともに、各国の外国監査法人等に対する監視体制の動向を踏まえ、諸外国の監査監督機関との協力・連携を図る。 |

| | |
|----------------|---|
| ⑤公認会計士試験の実施の改善 | 公認会計士試験を多様な人々にとって受験しやすく、より魅力的な試験とするため、平成 22 年試験から短答式試験の実施を年 2 回に増やすなど、公認会計士試験の実施方法について具体的な改善策を講じる。また、幅広い人々が受験するよう広報の強化に努める。 |
|----------------|---|

【担当課室名】

公認会計士・監査審査会事務局、総務企画局企業開示課、総務企画局総務課審判手続室

基本政策Ⅲ 円滑な金融等

| | |
|------|---|
| 施策目標 | Ⅲ－１ 活力のある市場を構築すること |
| 施策 | Ⅲ－１－（１） 多様な資金運用・調達機会の提供に向けた制度設計 Ⅲ－１－（２） 決済システム等の整備 Ⅲ－１－（３） 専門性の高い人材の育成等 Ⅲ－１－（４） 個人投資家の参加拡大 |

| | |
|------|---|
| 施策目標 | Ⅲ－２ 金融サービス業の創意工夫・活力・競争を促し、広く金融サービスの利用者利便の向上を図ること |
| 施策 | Ⅲ－２－（１） 金融サービス業の活力と競争の促進に向けた制度設計 Ⅲ－２－（２） 中小企業をはじめとした金融の円滑化及び地域密着型金融の推進 |

| | |
|------|--|
| 施策目標 | Ⅲ－３ 金融の円滑を図るためのより良い規制環境（ベター・レギュレーション）を実現すること |
| 施策 | Ⅲ－３－（１） 金融行政の透明性・予測可能性の向上 |

施策Ⅲ－１－（１）

多様な資金運用・調達機会の提供に向けた制度設計

| | |
|--------------------|--|
| 達成目標 | 多様で良質な金融商品・サービスが提供されること |
| 目標設定の考え方及びその根拠 | <p>利用者ニーズに応じて多様で良質な金融商品・サービスが適切に提供されるようにし、利用者利便の向上を図る。</p> <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経済財政改革の基本方針 2008（平成 20 年 6 月 19 日閣議決定） ・ 市場強化プラン（平成 19 年 12 月 21 日） ・ 「金融審議会金融分科会第一部会報告～信頼と活力ある市場の構築に向けて～」（平成 20 年 12 月 17 日） 等 |
| 測定指標 （目標値・達成時期） | <ul style="list-style-type: none"> ・ 金融サービス利用者相談室や業界団体等における相談等の受付状況<内容・件数> <p>（注）目標値・達成時期は、測定指標の性格上、設定していません。</p> |
| 参考指標 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 預金取扱金融機関、保険会社、第一種金融商品取引業者（うち有価証券関連業を行う者）の店舗数 ・ 銀行代理業等の許可件数 ・ 金融商品仲介業の登録件数 ・ 信託業の免許・登録件数 ・ 銀行における投資信託の窓販の販売額 |

【平成 21 年度主な事務事業】

| 事務事業 | 実施内容 |
|----------------------------|--|
| ① 取引所における取扱商品の多様化 | <p>取引所間の資本提携を通じたグループ化等によって、株式、債権から商品デリバティブまでの幅広い品揃えを可能とするため、関係省庁と連携しつつ、金融商品取引所と商品取引所の相互乗入れに係る所要の制度整備に取り組む。</p> <p style="text-align: right;">〔R I A〕</p> |
| ② 開示制度の整備 | <p>有価証券取引の実務、投資者、発行者のニーズ等を踏まえ、社債等の発行登録制度の見直し、目論見書制度の見直し、有価証券の「売出し」定義の見直し等、開示制度の整備のすみやかな実現を図る。</p> <p style="text-align: right;">〔R I A〕</p> |
| ③ 金融商品・サービスの販売チャネルのあり方の検討等 | <p>19 年 12 月に全面解禁を実施した銀行等による保険販売規制について、引き続きモニタリングを行い、全面解禁から概ね 3 年後に所要の見直しを行う。</p> <p>業規制の横断化・一本化、行為規制の機能別の整理、規制体系の柔構造化等を内容とする金融商品取引法制を適切かつ円滑に運用する。</p> |

【担当課室名】

総務企画局企画課、総務企画局企画課信用制度参事官室、総務企画局企画課保険企画室、総務企画局市場課、総務企画局企業開示課、監督局総務課協同組織金融室、監督局総務課郵便貯金・保険監督参事官室、監督局銀行第一課、監督局銀行第二課、監督局証券課、監督局保険課

施策Ⅲ－１－（２）

決済システム等の整備

| | |
|--------------------|---|
| 達成目標 | 安全かつ効率的で利便性の高い決済システム等を構築すること |
| 目標設定の考え方及びその根拠 | <p>決済システムは、金融・資本市場を支える重要なインフラであり、金融・資本市場の国際的な競争力に影響する重要な要素である。我が国市場の競争力強化のため、情報通信技術の高度化等に対応して、決済システムの安全性、効率性及び利便性をより一層向上させる。</p> <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金融審議会金融分科会第二部会・情報技術革新と金融制度に関するワーキンググループ「電子登録債権法（仮称）の制定に向けて～電子記録債権の管理機関のあり方を中心として～」（平成 18 年 12 月 21 日） ・経済財政諮問会議グローバル化改革専門調査会「グローバル化改革専門調査会第 1 次報告－グローバル化の活力を成長へー」（平成 19 年 5 月 8 日） ・市場強化プラン（平成 19 年 12 月 21 日） ・金融審議会金融分科会第二部会「資金決済に関する制度整備について－イノベーションの促進と利用者保護－」（平成 21 年 1 月 14 日） |
| 測定指標 （目標値・達成時期） | <ul style="list-style-type: none"> ・振替制度・電子記録債権制度等の稼働状況 ・資金決済に関する制度の整備状況 <p>（注）目標値・達成時期は、測定指標の性格上、設定していません。</p> |
| 参考指標 | <ul style="list-style-type: none"> ・金融機関の情報セキュリティ対策の実施状況 |

【平成 21 年度主な事務事業】

| 事務事業 | 実施内容 |
|--|--|
| ①資金決済に関する制度整備に向けた取組み | <p>資金決済に関するサービスの適切な実施の確保及びその提供の促進を図るため、銀行等以外の者について為替取引を行うことを認めるほか、前払式支払手段について規制の見直しを行うとともに、銀行間の資金清算について制度的枠組みを設けるなど、資金決済に関し所要の制度整備に取り組む。</p> <p style="text-align: right;">〔R I A〕</p> |
| ②振替制度や電子記録債権制度等の円滑な実施を促進する取組み | <p>株券電子化を踏まえ、株式振替制度の円滑な運営のため、投資家等に対する必要な情報提供等を行うほか、電子記録債権制度の実施に向け、民間の取組みに対して必要なサポートを行う。</p> |
| ③情報セキュリティ・リスクマネジメント能力、コストパフォーマンス向上の促進及び、IT 投資プロセスの透明性確保等 | <p>政府における情報セキュリティ対策に係る計画等に基づき、内閣官房情報セキュリティセンター（NISC）と連携し、金融機関の情報セキュリティ対策向上のための情報提供、情報連絡の充実等を行う。また、（財）金融情報システムセンター（FISC）と共同調査を実施し、金融分野での IT 投資等についての情報提供を行う。</p> |

【担当課室名】

総務企画局企画課調査室、総務企画局市場課、総務企画局政策課

施策Ⅲ－１－（３）

専門性の高い人材の育成等

| | |
|--------------------|---|
| 達成目標 | 金融面に通じた専門性の高い人材を育成すること |
| 目標設定の考え方及びその根拠 | 金融・資本市場の競争力を強化するためには、金融・市場制度そのものの整備のみならず、市場をとりまく環境整備として、金融面に通じた専門性の高い人材を育成していくことが重要である。 【根拠】市場強化プラン（平成 19 年 12 月 21 日） |
| 測定指標 （目標値・達成時期） | — （注）達成目標の達成度を測る適当な指標がないため、参考指標を活用するなどして評価を実施します。 |
| 参考指標 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 主な事務事業の推進等状況 ・ 公認会計士試験の受験者数 |

【平成 21 年度主な事務事業】

| 事務事業 | 実施内容 |
|--------------------|---|
| ①高度かつ実践的な金融教育の充実 | 我が国金融・資本市場において、専門性の高い優秀な金融人材を確保するため、文部科学省や業界団体の協力を得て、大学・大学院における高度かつ実践的な金融経済教育の充実・強化に努めていく。 |
| ②公認会計士試験の実施の改善（再掲） | 公認会計士試験を多様な人々にとって受験しやすく、より魅力的な試験とするため、平成 22 年試験から短答式試験の実施を年 2 回に増やすなど、公認会計士試験の実施方法について具体的な改善策を講じる。また、幅広い人々が受験するよう広報の強化に努める。 |
| ③金融専門人材の育成 | 我が国金融システムを担う専門人材に必要とされる知識及び資質について、「金融専門人材に関する研究会」等の場で引き続き議論しつつ、制度設計に取り組んでいく。 |

【担当課室名】

総務企画局政策課、総務企画局総務課、公認会計士・監査審査会事務局（再掲）

施策Ⅲ－１－（４）

個人投資家の参加拡大

| | |
|--------------------|---|
| 達成目標 | 個人投資家に対して、金融・資本市場への適切な投資機会を提供すること |
| 目標設定の考え方及びその根拠 | <p>今後、少子高齢化社会が到来する中で、我が国経済の持続的な成長を確保し、国民が成長の果実を享受していくためには、国民に長期的に適切な投資機会が提供され、資産形成が図られる必要がある。</p> <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経済財政改革の基本方針 2007（平成 19 年 6 月 19 日閣議決定） ・市場強化プラン（平成 19 年 12 月 21 日） ・経済財政改革の基本方針 2008（平成 20 年 6 月 27 日閣議決定） ・生活対策（平成 20 年 10 月 30 日） 等 |
| 測定指標 （目標値・達成時期） | <ul style="list-style-type: none"> ・個人金融資産に占める株式・投資信託の割合（前年度より増加・21 年度末） ・個人の株式売買比率及び株式保有比率（前年度より増加・21 年度末） ・個人株主数の推移（前年度より増加・21 年度末） ・特定口座数の推移（前年度より増加・21 年度末） |
| 参考指標 | <ul style="list-style-type: none"> ・認定投資者保護団体の認定状況等 ・国民の投資知識の状況 <p>※金融広報中央委員会「金融に関する消費者アンケート調査」等</p> |

【平成 21 年度主な事務事業】

| 事務事業 | 実施内容 |
|--------------------------------|---|
| ①安心して投資できる環境の整備 | 利用者保護と利用者利便のバランスに配慮した金融商品取引法の趣旨・目的が広く理解され、同法の円滑な運用がなされるよう努める。 |
| ②「貯蓄から投資へ」の流れを促進するための税制面の環境整備 | 「貯蓄から投資へ」の流れを促進し、個人投資家の裾野が広がるよう、簡素で分かりやすく投資しやすい、税制面での環境の整備に努める。 |
| ③金融分野における裁判外紛争解決制度（金融 ADR）等の充実 | <p>苦情・紛争解決における利用者の信頼感・納得感を高め、金融商品・サービスに関する利用者の信頼性の向上を図る観点から、金融分野における裁判外紛争解決制度（金融 ADR）の創設に向けた制度整備に取り組む。〔R I A〕（再掲）</p> <p>また、金融商品取引に係る苦情解決・あっせんを業務とする民間団体を認定する認定投資者保護団体制度について、一層の周知を図り、消費者団体や N P O 法人、各種業界団体などに広く同制度が活用されるよう促進する。</p> |
| ④金融経済教育の充実（再掲） | 個人が自ら運用する資産のリスクとリターンを的確に把握し、ライフスタイル・ライフステージに応じた適切な資産運用が行えるよう、「金融経済教育に関する論点整理」（金融経済教育懇談会、平成 17 年 6 月公表）等を踏まえ、関係省 |

| | |
|--|---|
| | 庁・民間団体との連携強化、シンポジウムの開催、パンフレット等の整備・普及、金融庁ウェブサイトを通じた情報提供等を行う。 |
|--|---|

【担当課室名】

総務企画局市場課、総務企画局企画課、総務企画局政策課、監督局証券課、証券取引等監視委員会事務局

施策Ⅲ－２－（１）

金融サービス業の活力と競争の促進に向けた制度設計

| | |
|--------------------|---|
| 達成目標 | 内外の利用者のニーズに的確に応え、金融サービス業の創意工夫・活力・競争を促すこと |
| 目標設定の考え方及びその根拠 | 内外の利用者のニーズに的確に応え、多様で質の高い金融サービスの提供を可能とするため、時代のニーズにマッチした制度的枠組みを整備する。また、金融グループ自らの創意工夫により、顧客に対しより質の高いサービスを提供する環境を整備する。 【根拠】 ・金融審議会金融分科会第二部会「資金決済に関する制度整備について—イノベーションの促進と利用者保護—」（平成21年1月14日） |
| 測定指標 （目標値・達成時期） | — （注）達成目標の達成度を測る適当な指標がないため、参考指標を活用するなどして評価を実施します。 |
| 参考指標 | ・主な事務事業に掲げた制度の見直し等に係る進捗状況 |

【平成21年度主な事務事業】

| 事務事業 | 実施内容 |
|---|---|
| ① 為替取引に関する規制の緩和等資金決済に関する制度整備に向けた取組み | 資金決済に関するサービスの適切な実施の確保及びその提供の促進を図るため、銀行等以外の者について為替取引を行うことを認める等、資金決済に関し所要の制度整備に取り組む。 [R I A] |
| ② 協同組織金融機関（信用金庫・信用組合）の業務及び組織のあり方についての検討 | 今日における環境の中で、我が国金融システムにおいて協同組織金融機関が今後果たすべき役割、それに相応しい業務及び組織の在り方について、総合的な視点から見直しを検討する。 |

【担当課室名】

総務企画局企画課、総務企画局企画課調査室、総務企画局企画課信用制度参事官室、総務企画局政策課

施策Ⅲ－２－（２）

中小企業金融をはじめとした金融の円滑化及び地域密着型金融の推進

| | |
|----------------------------|--|
| <p>達成目標</p> | <p>①中小企業金融をはじめとした金融の円滑化が図られること ②地域密着型金融の推進が図られること</p> |
| <p>目標設定の考え方 及びその根拠</p> | <p>金融機関は、借手企業の経営実態や特性に応じたリスクテイクとリスク管理をきめ細かく行い、円滑な資金供給の確保と自らの財務の健全性の維持とが、好循環をもって実現していく状況を目指していくことが重要である。</p> <p>特に、中小企業をはじめとして企業の業況は厳しい状況にあり、適切かつ積極的な金融仲介機能の発揮が一層求められていることから、企業金融の円滑化を図る必要がある。</p> <p>中小・地域金融機関は、地域密着型金融の中心的な担い手として、中小企業への円滑な金融、地域経済の再生・活性化等のために、その推進を図っていく必要がある。</p> <p>【根拠】中小企業金融の円滑化に向けた今後の対応について（平成20年9月2日）、生活対策（平成20年10月30日）、経済財政改革の基本方針2007（平成19年6月19日閣議決定）、中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針等</p> |
| <p>測定指標 （目標値・達成時期）</p> | <p>①中小企業金融をはじめとした金融の円滑化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金融サービス利用者相談室における貸し渋り・貸し剥がしに関する情報、金融円滑化ホットラインにおける情報等の受付状況＜内容・件数＞ （注）上記測定指標の目標値・達成時期は、測定事業の性格上、設定していません。 ・貸出態度判断D. I.（前年同期に比べプラス判断・22年3月） ※日本銀行「全国企業短期経済観測調査」（日銀短観） <p>②地域密着型金融の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中小・地域金融機関の地域密着型金融に関する取組み評価（肯定的評価が過半数以上・21年度末） ※金融機関に対する利用者等の評価に関するアンケート調査 |

| | |
|------|--|
| 参考指標 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 規模別貸出残高 ・ 社債・CP発行残高 ・ 業況DI等日銀短観 ・ 不動産担保・個人保証に過度に依存しない融資の実績（金額） ・ 金融検査指摘事例集の公表実績 ・ 金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕の中小企業向け説明会の開催実績 ・ 中小・地域金融機関における地域密着型金融の取組み内容 ・ 施策I-1-(1)における各指標 |
|------|--|

【平成21年度主な事務事業】

| 事務事業 | 実施内容 |
|-----------------------|---|
| ① 中小企業金融をはじめとした金融の円滑化 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 金融機関及び中小企業等からのヒアリングや金融円滑化ホットライン等により、中小企業金融をはじめとした金融の実態についてきめ細かい把握に努める。 ・ 金融機関への要請や地域密着型金融の取組みの一層の推進等により、金融機関に対し、中小企業金融をはじめとした金融の円滑化を働きかける。 ・ 金融機関に対する監督において、借手企業の経営実態や特性を十分踏まえ、実情に応じたきめ細かな融資判断を行い、それを顧客に対して十分に説明するよう、適切な対応を促す。 ・ 特に、中小企業金融の円滑化の取組みについては、検査において実態を検証し、優れた取組み等については積極的な評価を図り、中小企業に対する金融仲介機能の十全なる発揮を促す。 ・ 併せて、改正金融機能強化法の施行、貸出条件を緩和しても不良債権に該当しない場合の取扱いの拡充及び自己資本比率規制の一部弾力化等、企業金融の円滑化等に向けて講じた措置の着実な実施を図る。 |
| ② 地域密着型金融の推進 | <p>19年8月に改正した「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」等に基づき、各金融機関の自主性をより重視しつつ、引き続き地域密着型金融の推進を図る。</p> <p>金融機関に共通して取組みを求める以下の3項目については、金融機関に年1回、報告を求め、当局からも実績を公表する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① ライフサイクルに応じた取引先企業の支援の一層の強化 ② 事業価値を見極める融資手法をはじめ中小企業に適した資金供給手法の徹底 ③ 地域の情報集積を活用した持続可能な地域経済への貢献 <p>また、地域密着型金融への取組み方針や取組み状況等について定期的なヒアリングを実施すること等によりフォローアップを行うほか、先進的な取組みや広く実践されることが望ましい取組みについて顕彰を実施する。</p> |

| | |
|---------------------------------|---|
| <p>③金融機能強化法の適切な運用 (再掲)</p> | <p>国の資本参加を通じて中小企業等に対する信用供与の円滑化を図ること等を目的とする改正金融機能強化法の施行を受けて、同法に基づく株式等の引受け等に係る申込みがあった場合は、法令に基づき経営強化計画を適切に審査する。</p> <p>また、国の資本参加が決定された場合は、旧金融機能強化法に基づく資本参加行と同様、計画の履行を確保する観点から、経営強化計画の履行状況を半期毎に公表するとともに、当局として適切なフォローアップを行う。</p> |
| <p>④金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕の周知</p> | <p>金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕を借り手である中小企業に対して周知するため、わかりやすいパンフレット（『知ってナットク！中小企業の資金調達に役立つ金融検査の知識』）を用いた中小企業向け説明会を、全国で開催する。</p> |

【担当課室名】

監督局総務課、監督局総務課協同組織金融室、監督局総務課バーゼルⅡ推進室、監督局銀行第一課、監督局銀行第二課、総務企画局政策課、検査局総務課

施策Ⅲ－３－（１）

金融行政の透明性・予測可能性の向上

| | |
|--------------------|--|
| 達成目標 | 明確なルールに基づく透明かつ公正な金融行政を徹底すること |
| 目標設定の考え方及びその根拠 | 我が国金融・資本市場の活性化や競争力の強化を図るために、金融規制の質的向上（ベター・レギュレーション）の取組みを進める必要がある。 【根拠】市場強化プラン（平成19年12月21日） |
| 測定指標 （目標値・達成時期） | ・ ベター・レギュレーションの進捗状況調査に係るアンケート結果（前回調査結果より向上・21年度調査時点） |
| 参考指標 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 金融業界との意見交換会の開催実績 ・ 行政処分の実施状況＜内容・件数＞ ・ 金融検査指摘事例集及び意見申出事例集の公表実績 ・ 監督指針等の改正実績及び検査マニュアルの改訂実績 ・ ノーアクションレター、一般法令照会の受理件数及び回答件数 ・ 法令外国語訳の公表数＜前年度より増加、21年度末＞ ・ 金融庁ウェブサイトへのアクセス件数 ・ 金融庁ウェブサイトへの新着情報メール配信サービス登録件数 ・ 和英両文による報道発表等件数 ・ 法令等遵守調査室に寄せられた情報件数（うち受付対象件数及び受付対象外の件数）、調査着手件数 |

【平成21年度主な事務事業】

| 事務事業 | 実施内容 |
|-----------------------|--|
| ① プリンシプルの普及・啓発 | <p>プリンシプルについての関係者との対話を行い、業界・各金融機関の自主的な取組みにつながるよう、普及・啓発に努める。</p> <p>また、対話の中で、プリンシプルについての議論を深めるとともに、プリンシプルに即した実効的かつ予測可能性のある行政対応に努める。</p> |
| ② 検査・監督上の着眼点、重点項目の明確化 | <p>検査・監督上の着眼点、重点項目を明確化すべく、検査マニュアルや監督指針等の整備を進める。</p> |
| ③ 行政処分についての透明性の向上 | <p>金融庁及び財務局等が行った法令違反等に対する不利益処分を、原因となった事実関係及び根拠となった法令・条文等を明示しつつ公表することにより、金融行政の透明性の確保を図るとともに、他の金融機関等における予測可能性を高め、同様の事案の発生の抑制を図る。</p> <p>また、行政処分に対する金融庁の従来からの考え方を改めて示した「金融上の行政処分について」（19年3月公表）の業界への周知を引き続き図る。</p> |

| | |
|--------------------------|--|
| ④検査結果の金融機関へのフィードバック体制の充実 | 金融機関を取り巻く内外の経済・金融環境の変化を踏まえた重点的な検証課題に関する事例を盛り込んだ指摘事例集を作成・公表する。 |
| ⑤ノーアクションレター制度等の適切な運用 | ノーアクションレター制度等について、一層の利用を促すためにホームページ等を活用した周知を引き続き行うとともに、同制度の適切な運用を図る。 |
| ⑥金融機関等との対話の充実 | 金融機関等から見た行政対応の予測可能性の向上及び当局における市場や金融セクターの動向の的確な把握のため、金融機関等とのヒアリングや意見交換会等を利用した対話の一層の充実に努める。 |
| ⑦法令外国語訳の推進 | 規制・監督の透明性・予見可能性の向上の観点から、金融庁所管の重要性及びニーズの高い法令から英訳を行い、HPにおいて公表を行う。 |
| ⑧金融行政に関する広報の充実（再掲） | <p>様々な機会を捉え、新聞、雑誌、テレビ等の媒体を活用し、金融行政に関する広報を行う。</p> <p>金融庁ウェブサイトの内容・機能の充実等を図り、金融行政に関する基礎的資料や時々の金融行政の考え方に、利用者や海外の関係者が容易にアクセスできる環境の整備を図る。</p> <p>また、海外向け情報発信の充実・強化を図るため、記者会見・講演、重要な政策の説明をはじめ、主に外資系金融機関・海外に拠点を持つ金融機関に関する報道発表等について、和英両文による報道発表を推進するほか、海外プレス・ブリーフィングを実施する。</p> |
| ⑨金融庁法令等遵守調査室の積極的活用 | 信頼される金融行政の確立に資するよう、今後とも法令等遵守調査室を活用していく。 |

【担当課室名】

監督局総務課、総務企画局政策課、総務企画局総務課、総務企画局政策課広報室（再掲）、検査局総務課、総務企画局企画課

業務支援基盤整備に係る施策

| | | |
|----|-------------------------------|--|
| 分野 | 1 人的資源 | |
| 課題 | 1－(1) 専門性の高い職員の育成・強化 | |
| 施策 | 1－(1)－① 職員の育成・強化のための諸施策の実施 | |

| | | |
|----|--|--|
| 分野 | 2 情報 | |
| 課題 | 2－(1) 行政事務の効率化のための情報化 | |
| 施策 | 2－(1)－① 行政事務の電子化等による利便性の高い効率的な金融行政の推進 | |
| 課題 | 2－(2) 金融行政の専門性向上のための情報収集・分析 | |
| 施策 | 2－(2)－① 専門性の高い調査研究の実施 | |

**業務支援基盤整備に係る施策 1-(1)-①
職員の育成・強化のための諸施策の実施**

| | |
|--------------------|---|
| 達成目標 | 職員の資質の向上を図ること |
| 目標設定の考え方 及びその根拠 | 金融庁職員が金融技術の進展や市場の動向に的確に対応できるよう、その資質の向上を図ることが必要となる。 【根拠】 ベター・レギュレーション（金融規制の質的向上）、市場強化プラン（平成 19 年 12 月 21 日） |
| 測定指標 (目標値・達成時期) | ・ 受講生による研修内容に関する評価結果（5 段階評価で平均 3 以上・21 年度末） |
| 参考指標 | ・ 民間専門家の在職者数 |

【平成 21 年度主な事務事業】

| 事務事業 | 実施内容 |
|-----------------------|--|
| ① 高度な専門知識を有する職員の確保・育成 | ベター・レギュレーション（金融規制の質的向上）に向けての取組みとして、国内外の大学院への派遣やより職員が参加しやすい形式での専門研修の実施等を通じた研修の充実により、職員の専門性の強化を図るとともに、高度な専門的知識を有する弁護士や公認会計士、金融・証券の専門知識を有する金融実務経験者など民間専門家の確保に努めていく。 |

【担当課室名】

総務企画局総務課開発研修室、総務企画局総務課

業務支援基盤整備に係る施策 2-(1)-①

行政事務の電子化等による利便性の高い効率的な金融行政の推進

| | |
|--------------------|--|
| 達成目標① | 可能な限り早期に最適化を実施し、業務の効率化を図ること |
| 目標設定の考え方及びその根拠 | 「今後の行政改革の方針」（平成 16 年 12 月 24 日閣議決定）において、「業務・システムの最適化及びこれに対応した減量・効率化等の取組を進める。」こととされている。 【根拠】「今後の行政改革の方針」（平成 16 年 12 月 24 日閣議決定）等 |
| 測定指標 (目標値・達成時期) | ・経費削減額 ・業務処理時間の短縮 (各測定指標の目標値及び達成時期は、「最適化効果指標」（平成 18 年 6 月 27 日及び平成 20 年 8 月 7 日金融庁行政情報化推進委員会決定）を参照する。) |
| 参考指標 | |

| | |
|--------------------|---|
| 達成目標② | 情報システム調達の適正化を図ること |
| 目標設定の考え方及びその根拠 | 「情報システムに係る政府調達制度の見直しについて」（平成 16 年 3 月 30 日改定。情報システムに係る政府調達府省連絡会議了承）において、「極端な安値落札などの問題の再発を防止し、質の高い低廉な情報システムの調達を図り、質の高い電子政府の構築を実現する」こととされている。 【根拠】「情報システムに係る政府調達制度の見直しについて」等 |
| 測定指標 (目標値・達成時期) | ・情報システム調達会議の実施内容 (注) 目標値・達成時期は測定指標の性格上、設定していません。 |
| 参考指標 | ・随意契約比率（企画競争・公募による契約または少額の契約を除く件数ベース） |

【平成 21 年度主な事務事業】

| 事務事業 | 実施内容 |
|-----------------|---|
| ①業務・システムの最適化の実施 | 「金融検査及び監督並びに証券取引等監視等業務に関する業務・システム最適化計画」については、平成 23 年度までに情報システムの設計・開発等を進めていく。 「有価証券報告書等に関する業務の業務・システム最適化計画」及び「金融庁ネットワーク（共通システム）最適化計画」については、平成 19 年度に構築が完了した情報システムの運用・保守等を実施するとともに、最適化実施状況を把握し、評価を行っていく。 |

| | |
|---------------|--|
| ②情報システム調達の適正化 | 情報システム調達については、長官をヘッドとする「情報システム調達会議」で調達の必要性、契約方針、契約内容等の妥当性の審議を行う。 |
|---------------|--|

【担当課室名】

総務企画局総務課情報化・業務企画室、総務企画局総務課管理室、総務企画局企業開示課、検査局総務課、監督局総務課、証券取引等監視委員会事務局総務課

業務支援基盤整備に係る施策 2-(2)-①

専門性の高い調査研究の実施

| | |
|--------------------|--|
| 達成目標 | 調査研究を通じて金融行政の専門性向上に資すること |
| 目標設定の考え方 及びその根拠 | 金融情勢の変化に的確に対応しつつ、適切な行政運営を確保していくため、金融環境に対応した様々なテーマについて調査研究を実施し、その成果の還元や庁内関係部局・外部有識者等との情報交流により、職員の専門性・先見性の向上を図っていく。 【根拠】金融庁人材強化プログラム（平成 17 年 9 月 2 日） |
| 測定指標 (目標値・達成時期) | — (注) 達成目標の達成度を測る適当な指標がないため、参考指標を活用するなどして評価を実施します。 |
| 参考指標 | ・ 研究成果（研究論文等の本数・分野）の公表実績 ・ 研究会、ワークショップ等の開催実績 |

【平成 21 年度主な事務事業】

| 事務事業 | 実施内容 |
|----------------------|---|
| ①金融環境の変化に応じた調査・研究の実施 | 金融に関する様々なテーマを取りあげて調査研究を行い、その成果を研究論文等の形でインターネット等の手段により国内外に情報発信するとともに、研究会等を開催し、庁内の関係職員の業務に資するよう、フィードバックを行う。 |

【担当課室名】

総務企画局企画課研究開発室

【評価の判断基準】

実績評価は、次の観点から多面的に評価することを基本とします。

1. 指標等に照らした目標の達成度

(1) 定量的指標の場合

- A 当該年度の想定基準に対し 80%以上の場合
- B 当該年度の想定基準に対し 50%以上 80%未満の場合
- C 当該年度の想定基準に対し 50%未満の場合

(2) 定性的指標の場合

- A 当該年度の想定状況に対し、ほぼ想定どおり又はそれを超える状況となった場合
- B 当該年度の想定状況に対し、想定どおりの状況には至っていないが、一定の成果が上がっている場合
- C 当該年度の想定状況に対し、想定どおりの状況にならなかった場合

2. 目標を達成するための事務運営のプロセス（施策・活動の手段や進め方）が適切、効率的かつ有効であったか。

【端的な結論の基本類型】

| | |
|--------------------------|--|
| 現時点で成果の発現が予定されるもの | 政策の達成に向けて成果が上がっており、今後もこれまでの取組みを進めていく必要がある。 |
| | 政策の達成に向けて一定の成果が上がっているが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要がある。 |
| | 政策の達成に向けて成果は上がっておらず、取組みの見直し等を行う必要がある。 |
| 平成 22 年度以降に成果の発現が予定されるもの | 現時点では成果の発現は予定されていないが、政策の達成に向けた制度構築等が行われており、引き続きこれまでの取組みを進めていく必要がある。 |
| | 現時点では成果の発現は予定されていないが、政策の達成に向け業務は適切に実施されており、引き続きこれまでの取組みを行う必要がある。 |
| | 現時点では成果の発現は予定されておらず、業務の実施状況や環境の変化等を踏まえ、取組みの充実や改善を行う必要がある。 |